

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成30年2月28日)

○ 中村久雄委員長

ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

本日はインターネット中継を行っています。また、市民の傍聴の方が1名お入りになっております。

それでは、本日のスケジュールについて、まず説明いたします。

審査順序についてですが、お手元に配付のとおり、上下水道局、環境部、都市整備部の順で、部局ごとに予算常任委員会都市・環境分科会として、平成30年度当初予算と平成29年度の補正予算の審査を行ってまいります。

その他の議案としましては、当委員会に付託された一般議案として、環境部が2議案、都市整備部が7議案ございます。そのほか、各部局からはそれぞれ協議会の開催について申し出があり、審査会等の開催による所管事務調査などもありますので、よろしく願いいたします。

審査の進め方についてですが、2月9日の議案聴取会において、平成30年度当初予算議案、一般議案については既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料があれば説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

追加上程されました平成29年度補正予算、平成30年度補正予算、協議会、所管事務調査、その他の報告につきましては、まず最初に、内容について説明を受けたいと思います。次に、2月定例会中における所管事務調査の実施について、お諮りいたします。なお、閉会中の所管事務調査については、全ての議案の審査が終わった後、その他の事項で改めて提案を受けたいと思います。

それでは、2月定例会中に所管事務調査を行いたい事項はございますか、ご提案。

○ 中森慎二委員

それは、上下水道局に関してということですか。

○ 中村久雄委員長

いやいや、全体で。

○ 中森慎二委員

じゃ、一つ。時間は委員長にも、皆さんにもお任せするんですが、この間の議会報告会でもちょっと出ていましたが、狹隘道路のセットバックした部分の整備が十分行われていないという意見があったのですが、そこらの状況が今どうなっているのかというのをちょっと聞かせていただきたいなと思うのですが。

○ 中村久雄委員長

平成29年度の予算について、それができなかった部分ですか。

○ 中森慎二委員

いえいえ、別に予算に関してじゃなくてもええわけでしょう。委員会としてのあれですから。

○ 中村久雄委員長

いいですよ。

○ 中森慎二委員

だから、後退道路の4m未満の道路をセットバックするじゃないですか。セットバックしたけど整備がされていないという状況があるということをしたでしょう、議会報告会で。だから、そのセットバックした後の整備状況がどうなっているのかというのをちょっと理事者に改めて聞きたいんです。

○ 川村幸康委員

三重ですかね。

○ 中森慎二委員

これ、三重にかかわらず全市的な話なので、状況報告だけしてもらえれば、そういったもので、そんなに時間をかけるつもりは全然ないんですが。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、皆さん。今、中森委員から提案のあったセットバック後の整備について、調査することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、また担当部局と調整して、日時等々連絡いたしたいと思います。

それでは、定例月議会中の所管事務調査は行うということでご同意いただきました。

最後に、1月31日に行いました所管事務調査、コミュニティ交通についての内容を取りまとめた報告書案について、会議用システムの都市・環境常任委員会フォルダにその他としてアップしておりますので、修正などのご意見などがありましたら、今回の委員会を終了するまでに事務局にお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、審査順序に基づきまして、上下水道局の審査を行ってまいります。

それでは、管理者、ご挨拶をお願いします。

○ 倭上下水道事業管理者

改めましておはようございます。上下水道事業管理者の倭でございます。よろしく願いいたします。

今回の議会では、今からご議論いただく予算議案として、7議案上程をさせていただいてございます。議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算の上下水道局関係分でございます。それから、議案第75号、これが農業集落排水特別会計予算。それから、議案第78号が水道事業の会計予算。議案第80号が下水道事業会計予算。それから、議案109号、これが平成29年度分の一般会計の補正予算（第8号）でございます。あと、118号が平成30年度の水道事業会計の第1回補正予算、議案第120号が四日市市の下水道事業会計予算、平成30年度の予算でございますが第1回補正予算ということで、合わせて7議案を上程させていただいておりますので、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第75号 平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第78号 平成30年度四日市市水道事業会計予算

議案第80号 平成30年度四日市市下水道事業会計予算

○ 中村久雄委員長

それでは、ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6款農林水産業費、第3項農地費。そして、係る上下水道局所管部分と議案第75号平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第78号平成30年度四日市市水道事業会計予算、議案第80号平成30年度四日市市下水道事業会計予算の四つの当初予算議案の審査を行ってまいります。

それでは、議案聴取会で委員から請求のあった追加資料の説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長の川島です。

追加資料のまずご説明をさせていただきますので、タブレットのコンテンツ一覧から、05都市・環境常任委員会、12平成30年2月定例会議会、02上下水道局（追加資料・協議会資料・その他報告資料）をおあけください。49ページの資料になっています。

49分の1は資料の表紙で、2ページ目が追加資料というタイトル、3ページ目に目次となっております。4ページをおあけください。

まず、ため池、調整池の所掌等についてという資料でございます。

まず、第1に、ため池の分類なんでもございますけれども、農業用利水がある場合につきましては、担当部署は都市整備部河川排水課となります。次に、農業用利水がない場合で遊水機能がある場合で調整区域にある場合は、同じく都市整備部河川排水課の担当となっております。同様に、遊水機能がある場合で市街化区域で底地が市所有のものについて、上下水道局の所掌となっております。

同じく分類の先、説明、調整池をさせていただきます。

調整池につきましては、宅地等の開発に伴う調整池という理解をさせていただきました。これにつきましては、三重県の宅地等開発事業に関する技術マニュアルというものに基づいて基本的にはつくられておりました、調整池は基本的には自然流下式とすることとなっております。所掌につきましては都市整備部河川排水課が主体となっております。市街化区域でやむを得ずポンプ式の場合についてのみ、上下水道局の所掌となっております。

具体的なリスト表が、次ページ、5ページから10ページに掲載されております。まず、7ページをごらんください。

5ページから7ページの前半につきましては、都市整備部河川排水課の所掌部分で、7ページの後半部分にありますのが、上下水道局の所掌のため池のものになります。先ほどご説明させてもらったように、農業用利水がないもので市街化区域で遊水機能があるものというところで、個数としては3カ所です。1と2の谷田池というのは尾平の四商の下の、道を挟んで西、東に分かれておりますけど、基本的には一つのもので、遊水機能的には貯水量5000 m^3 。3番目に、大城溜という名称で挙げておりますけど、これは大矢知のさるびあ台の西側というか南側、朝明配水池の下にある小さな遊水池なんですけれども、約3000 m^3 の遊水機能があるものを管理しております。

引き続きまして、8から10ページの前半につきましては、調整池の都市整備部の所掌の部分です。10ページの後半の部分が上下水道局のものになります。先ほど申し上げたように、市街化区域のポンプ式調整池のものになります。

5カ所ございまして、一つ目が富田2丁目の雨水調整池。これは、イオン四日市北店の南側の住宅開発に伴うものです。二つ目が富田4丁目の雨水調整池。これは、四日市高校北側の旧ジャスコ富田店の跡につくられたものです。それから三つ目が別名6丁目で、米洗川の南、東ソーの社宅跡につくられたものです。それから四つ目が日永西1丁目で、大瀬古新町の市営住宅のところにつくられたものです。それから五つ目が西阿倉川雨水調整

池ということで、N T Tの社宅跡につくられたものです。以上が上下水道局の所掌の部分になります。

引き続きまして、新合理化計画の代替業務の委託業務の下水道関係分というところの資料請求がございましたので、49分の11ページをごらんください。

過去、30年度予算も含めまして、10年分の実績と29年度見込み、それと30年度の予算の数字を表にさせていただいております。

左側に、業務の新合理化計画に書かれておる業務名で分類させてもらっております。

業務概要といたしましては、一つ目の下水道終末処理施設メンテナンス、これは終末処理を日永浄化センターとかポンプ場の清掃管理系の業務委託をまとめたものでございます。二つ目の下水道管渠維持管理業務というものは、公共下水道の管渠系の維持管理、点検、修繕、あるいはそれに伴うカメラ調査業務というものをまとめたものでございます。3番目は、同じく日永終末処理場の場内整備業務ということで、日永浄化センター内の樹木剪定等の管理業務委託をしておるものです。4番目が、農業集落排水処理施設ということで、処理場の保守管理業務委託。それから5番目は、同じく農業集落排水の管路系の維持管理業務の取りまとめたものです。6番目は、コミプラの維持管理業務ということで、6番目は施設と管路が一つになっておりますけれども、施設の維持管理と管渠の維持管理の業務委託。それから7番目は、し尿処理施設の維持管理業務ということで、これは、上下水道局でも公共下水につながれていないところがございますので、ポンプ場なんかの浄化槽の管理委託とか、そういうものを取りまとめたものでございます。

概要は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 藤田管理部長

引き続きまして、12ページをお願いをいたします。

合併浄化槽の水質浄化促進事業の補助単価の見直しについてでございます。

これにつきましては、下水道使用料の改定に伴いまして、使用料と浄化槽の維持管理費の差額が縮小するということで、補助単価の見直しを行うものでございます。年間の浄化槽維持管理費と年間の下水道使用料との差額に公費負担を行うべき40%を乗じた額、こ

の額を補助単価としておるところでございます。

下の補助単価の算出方法でございますが、一番下の使用料（年間）の算出根拠のところをごらんいただきたいと思えます。

まず、浄化槽、それぞれの人槽ごとで使っておる平均使用水量、月当たりの使用水量を算出いたしまして、使用件数で割ったもので1件当たりの平均水量を出しまして、それをもとに下水道使用料をはじいたもので、一番右の欄が、それぞれにおける年間下水道使用料になります。

上段の表に移っていただきまして、各人槽ごとの年間の浄化槽の維持管理費が掲載してございます。それと、先ほど算出いたしました下水道使用料との差額を求めまして、そして、それに先ほど説明いたしました40%を乗じたもの、これが補助単価となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、今年度まで補助単価を適用しておりますけれども、それを算出するバック資料ということになってございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、水洗化率向上のための補助制度というところで、川村委員のほうから、補助金額の算出根拠、シミュレーション、補助金の効果がわかる資料、中森委員のほうからは、補助制度の活用方法、アプローチの仕方の方針のわかる資料並びに全職員による接続依頼の取り組み結果の報告という資料請求をいただきましたので、まとめさせていただきます。

昨年8月の都市・環境常任委員会におきまして、公共下水道に接続している方と未接続の方との公平性の観点から、未接続家屋の解消をする必要があるというご指摘をいただいたところでございます。本市の28年度末の水洗化率は92.3%でございまして、全国平均94.7%と対して2.4ポイント低い状況にございます。

そこで、水洗化率の目標につきましては、平成30年度から3カ年で全国平均の94.7%にするという目標を掲げまして、職員によります接続依頼に加えて、今回計上させていただいております公共下水道接続促進補助金並びに共同住宅排水管設置補助金により、30年度末の水洗化率の目標を93.1%といたしまして、接続促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、下水道使用料につきましては、50億3500万円を見込んでおりまして、予算執行に

際しては経費の節減に努めて、健全経営を行っていく所存でございます。

1番といたしまして、公共下水道接続促進補助金でございます。これにつきましては、下水道に未接続の主な理由といたしまして、資金面が多いと、資金的な負担が大きい個人を対象とさせていただきたいと思っております。なお、この補助金を制定することによって、3年を超える未接続家屋が新たに発生することを抑制してまいりたいと、そのように考えております。

(1)の①補助対象者でございますけれども、これまでに自費で接続した方との公平性の観点を鑑みまして、低所得者であります市民税非課税世帯を補助対象者とさせていただいたところでございます。

下の市民税の非課税世帯でございますけれども、4人家族の場合なんですけれども、給与収入約230万円以下の世帯となっております。これについては、後ほど参考資料でご説明を申し上げます。続いて、全世帯でどれぐらいの方が市民税非課税かというところなんですけれども、全世帯のうちの21.7%が非課税世帯となっております。

②でございます。1年間に限りまして、未接続の解消を促進するということで、3年を超える未接続家屋についても補助対象といたしたいというふうに考えております。

15ページをお願いいたします。

補助率についてでございますけれども、低額の、低い金額の補助でございますとインセンティブが働きにくいというところで、接続工事費の2分の1を補助したいというものでございます。補助上限額につきましては、標準的な工事費の2分の1というところで、ごらんのような金額を設定してございます。

(4)のところの補助金予算額につきましては、各処理種別ごとに件数を計上しております。合計5450万円の予算を計上させていただきます。積算根拠については、内訳のとおりでございます。

②につきまして、今回補助いたします309件が全て接続した場合の下水道使用料でございますけれども、そちらに挙げさせていただいておる1281万4000円、これを見込んでおるところでございます。

16ページをお願いいたします。

2番目といたしまして、共同住宅排水管設置費補助金でございます。

共同住宅におきましては排水量が多いため、周囲の環境に及ぼす影響が大きいというところで、接続工事費の一部を補助して、接続促進を図るものでございます。

(1) 改定内容の補助単価の見直しでございますけれども、近年の労務費、材料費、燃料費の上昇を踏まえまして、補助単価のほうを、舗装ありの区分ですと1万円を1万4000円に、舗装なしにつきましては7000円を1万1000円に見直したところでございます。

②のところですが、こちらにつきましても、未接続の解消を促進するために、1年間に限りまして、3年を超える共同住宅につきまして対象とさせていただいたものでございます。ただし、共同住宅につきましては営利目的というところがございまして、下の表のように、3年以内の単価の2分の1を補助するものとしております。

③でございますけれども、この補助制度につきまして、今まで入居者の同意をとることを条件としておりましたが、今回この同意書を撤廃させていただいて、この制度の拡大を図っていききたいと、そのように思っております。

17ページをお願いいたします。

補助金の予算額につきましては、81棟の補助棟数を見込んでおりまして、1456万円でございまして、積算根拠につきましてはごらんとおりでございます。

②でございますが、81棟が全て接続した場合の下水道使用料でございますが、1713万2000円を見込んでおるところでございます。

3の30年度接続見込み件数でございますけれども、今説明いたしました接続促進補助による接続見込みが309件、共同住宅の設置補助に係るものが419件、合計1879件の30年度内の接続を見込んでおりまして、水洗化率93.1%を見込ませていただいております。

18ページをお願いいたします。

こちらについては、未接続家屋の解消に向けたアプローチについてでございますけれども、これまで外部委託をして接続依頼をしておったわけでございますけれども、今年度から接続依頼に従事する臨時職員を採用しまして、上下水道局の職員とともに平日の昼間だけでなく、夜間でありますとか休日にも直接接続依頼をやってまいりたいと、そのように思っております。

2番目といたしまして、下水道接続強化月間を7月と1月に定めまして、局職員、全職員が一丸となって未接続家屋に複数回、接続依頼を行ってまいりたいと、そのように考えております。

5番目の補助制度の周知方法でございます。

(1) から (5) まで挙げさせていただいておりますけれども、この中でも新たなものとして、(2) 工事説明会時において説明会終了後に新たに個別相談というもの

を実施したいと考えております。（３）の広報よっかいちへの掲載でございますけれども、30年4月に掲載をした後、3カ月ごとに定期的に掲載をして周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。（４）の地区広報でございますけれども、これについては4月の下旬号、また5月の月上旬号、これに掲載をする予定でございます。（５）ホームページでございますけれども、現在、補助制度については上下水道局のホームページだけでございますけれども、市役所のホームページにも補助事業も上げて周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

19ページをお願いいたします。

これは、他市の補助事例についてでございます。

宮崎、前橋、長崎、伊勢というふうに挙げさせていただいておりますけれども、いずれの都市においても、市民税の非課税世帯に対して補助制度を打ってございます。宮崎と伊勢市については補助率の2分の1、長崎においては補助率全額ということで、上限額をそれぞれごらんのような額で定めております。また、前橋においては定額補助というところで、供用開始後の年数によって補助額を変えておるというところ です。

一番下の欄でございますけど、その他の取り組み内容というところで、この補助制度以外にもどのような制度を活用しているかというヒアリングをいたしたところでございますけれども、やはり職員による接続依頼を中心に実施して、水洗化率のアップにつなげておるというところを聞き取っておるところでございます。

20ページお願いいたします。

こちらにつきましては、未接続家屋等への下水道への接続依頼状況でございます。10月の末から供用開始後1年を超える未接続家屋について、職員が直接出向いて接続依頼を行っております。1月末時点での状況を今回報告させていただきたいというところでございます。

まず、（１）でございます。共同住宅、事業所、店舗についてでございますが、合計1506件の接続依頼対象に対して、実施できたものが1354件、不在のため実施できていない件数が152件でございます。また、市外の在住の共同住宅の大家さんあたりに対しては、電話であったり郵送で依頼をしておりますけれども、残りの1293件については直接お会いして依頼をしたところでございます。

（２）戸建て住宅をお願いいたします。これについては、11月の末から接続依頼を開始したものでございまして、全件1506件のうち1月末時点で907件に接続依頼をいたしてお

りまして、3月末までに全件を終える予定でございます。

21ページをお願いいたします。

こちらについては、共同住宅、事業所、店舗、これに係る実態調査の結果報告というところございまして、汚水処理方法、回答率、接続義務の認知度、接続の意向について、それぞれお示しをさせていただいております。一番下の分析結果でございますけれども、この中でも、公共下水道への接続義務を知らない所有者というのが2割いるということがございましたので、今後、①年1回の接続依頼だけでなく複数回を実施いたしたい、②事業所、店舗については、権限を有する者を特定して直接接続依頼を行いたいというものです。③について、共同住宅については、今回から大家さんと直接会って接続依頼をしていくというところで行ってまいりたいと思います。

22ページをお願いいたします。

これについては、共同住宅のみの調査結果でございます。1棟当たりの世帯数、築年数、それと接続できない理由を表示させていただいております。下段の分析結果でございますけれども、築年数が30年から40年以内という建物が約62%と高い割合を占めておりますので、こちらについてはまだ耐用年数も残っており、建てかえの可能性が低いことから、この辺を重点的に接続依頼を行いたいと考えております。

前半で申し上げましたが、共同住宅の設置費補助でございますけれども、今まで入居者全員の同意を求めてまいりましたけれども、制度の利用を図る意味で、居住者の同意を撤廃したいと、そのように考えております。

23ページをお願いいたします。

こちらについては、事業所の調査結果でございます。事業所の規模、所有権、接続できない理由を挙げさせていただいております。分析結果といたしまして、事業所において法人が半分以上を占めておるところで、法人の企業責任、社会貢献、そういった面から接続依頼を実施してまいりたい、そのように考えております。

24ページをお願いいたします。

これは、店舗の調査結果ございまして、業種、所有権、接続できない理由等をお示しさせていただいております。分析結果といたしまして、店舗の所有形態でございますけれども、約4割が賃貸というところで、所有者に対して積極的な接続依頼を実施してまいりたい、このように考えております。

25ページをお願いいたします。

こちらについては、未接続の家屋が一番古いのでいつぐらいになるのかという前回の質問を踏まえまして、各供用開始年度における未接続件数並びにその年に供用開始した面積を折れ線グラフであらわさせていただいております。一番古いものについては、昭和51年の供用開始のものでございまして、供用開始面積と未接続件数、大体、相関関係を持って残っておるのかなという理解をしております。

最後、26ページをお願いいたします。

これは、市民税の非課税世帯の、(1)については、4人家族、夫婦の2人家族、単身世帯の場合の給与収入金額の目安並びに、寡婦、障害者等の給与収入であれば、給与収入並びに年金収入での非課税の金額をお示しさせていただいております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより委員の皆様からご質疑を受けたいと思います。

この4議案について、一括して質疑を受けたいと思います。まず、追加資料のあったほうからいきたいと思います。

それでは、ご質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

先ほどご説明をいただいた追加資料の26ページに関連しましてなんですが、これ、未接続の非課税世帯というのが一体何件ぐらいあるかというのは、把握しているのであれば教えていただきたいんですけども。

○ 藤田管理部長

失礼いたしました。

全体の21.73%でございまして、28年度実績で言いますと、全世帯12万8000世帯のうち、非課税が2万7851世帯となっております。

(発言する者あり)

○ 藤田管理部長

大変失礼いたしました。未接続のうちは把握してございません。

○ 樋口龍馬委員

それって把握することは可能なんですか。

○ 藤田管理部長

非課税世帯のデータについては市民税課が所管しておりまして、課税データというところで賦課以外の利用については、ちょっと不可能であるというふうに認識しております。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、各世帯に行って、お宅、非課税ならこれが使えますよって聞いて回るわけですか。

○ 藤田管理部長

今、考えておりますのは、お邪魔をして、新しく非課税の方に対して補助制度ができましたと。そのときに自分が非課税であることをご存じの方についてはすぐ申請という形になりますけれども、わからない場合については、非課税かどうかというところを調べる承諾書その場で頂戴いたしまして、調べた結果をまたその方に報告して、該当者であればこの制度を利用していただくと、そのような順序で考えております。

○ 樋口龍馬委員

どれぐらい本庁と連携がとれるかというところもあると思うのですが、例えば非課税世帯のほうにこういう制度ができましたということを市民税課のほうから送付してもらうということは可能なんですか。

○ 藤田管理部長

そこら辺も市民税課と今調整しておるところでございますけれども、非課税全体のうちのあくまで未接続家屋というところもありますので、市民税課から全非課税世帯に送付す

る文書というのは、確認したところないようですので、課税のものについては納付書を送りますけれども、非課税のものには何も送付しないということになっておりますので、この制度ができたからといって、改めて非課税のものに送付するのはちょっと難しいように考えております。

○ 樋口龍馬委員

せっかく立案していただいているところに水を差すわけじゃないのですけれども、どうやって使ってもらえるのかなという視点で言うと、少し啓発の仕方だったり周知の仕方に課題が見えるのかなというふうに感じるのですが、じゃ、今、どうしたらいいんだという案を出せと言われても、ちょっと自分もつぶさにすぐさま出せるものではないので、ほかの委員の方もおみえになるので、一旦ここで私は指摘だけして終わります。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

関連していいですか。19ページの他市の補助事例についても、やはり非課税世帯の補助は多いということ。こちらの情報提供やったり、周知の仕方というのは、これは情報は得ているんでしょうか。

○ 藤田管理部長

各都市、細かくヒアリングをしたわけではございませんけれども、18ページに挙げさせていただきました補助制度の周知方法、(1)から(5)まで掲載させていただきましたけれども、そういった形で周知しておるようでございます。

○ 中村久雄委員長

確かに、樋口委員から指摘があったように、訪問したときのインパクトが弱いですね。と感じますね。

○ 樋口龍馬委員

その未接続のところの家屋は把握しているわけじゃないですか。もちろん非課税世帯というのは把握しているわけですね、市民税課が。これって、個人情報保護法とかに特に抵

触しないのであれば、どこかで突合すればいいだけなのかなというふうにも思うんですが、その突合作業も難しいんですか。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

○ 藤田管理部長

手続といたしまして、例えば市民税課職員として上下水道局職員を併任をかけて、その課税データを見られるようにする方法が一つの検討材料かなと思われま。また、そのうちの未接続のものが非課税かどうかという抽出方法なんですけれども、8000件ほどございます。物理的には可能なんですけれども、それが非課税かどうかというマッチングをすることについても、今のところ市民税課とはそこまでは詰めておりませんので、検討材料かなと考えております。

○ 樋口龍馬委員

従前の接続が完了している世帯に対する公平感を担保するためというご説明をいただいているんですけれども、今回、非課税か課税対象かによって生まれる不公平感もまた出てくることになると思うので、なるだけ対象に絞って案内をしていくほうがスマートなのかなというふうに感じる場所もありますので、ぜひ突合を一度かけていただいて、対象世帯を絞り込んだ上でクロージングを仕掛けていくというか、制度を使っていただくような提案をしていくという流れのほうがいいのかなというふうを感じるんですが、そのあたりいかがですかね。

○ 藤田管理部長

非課税世帯で、かつ未接続の方に絞っての通知を送るのが一番理想だとは思いますが、その辺の課税データというところがございますので、一度方法については検討してまいりたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

終わります。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はよろしいでしょうか。

○ 豊田祥司副委員長

ちょっとお聞きします。

49分の16の一番下の③入居者全員の同意を条件としていたが、入居者同意を撤廃するというので、この補助金を申し込むときに同意を得ていたということなんですけれども、これはもともと何のためにあって、こういうふうに勝手に消してしまっているものなのかというその辺の考え方だけお聞きしたいなと思っています。

○ 藤田管理部長

この制度を設定した際に同意書をとった理由、ちょっと残っていないので定かでないんですけれども、大家さんが入居者の方に対して無断で接続をすることになると、居住者の方、知らない間に水洗化されて、下水道使用料がかかるということになりますので、そこでトラブルを防止する意味で同意をとっておったというふうに想定されるんですけれども、同意書をとること自体でこの利用率が少ない状況というのを分析してございます。この制度を利用せずにアパートを水洗化する方がほとんどでございますけれども、そういったアパートについては、そういった同意書はとってございません。特段、居住者との問題も聞いてございませんので、撤廃して制度の利用促進を図るというふうに考えております。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほかにご質疑。

○ 中森慎二委員

よく資料をまとめていただいたと思うんですが、対象戸数については、3年を超した未接続家屋と3年未満の部分というのは、毎年面整備が進むにおいて、対象はふえてくるわけですね。面整備をすればするほど対象戸数としては、その方々が3年以内に接続をし

てもらえるかどうかというのは、また積み増しが出てくる部分になるわけですが、その戸数の意味合いというのはどういうふうに分析しているのですか。既存の未接続箇所数と、例えば平成30年度というか平成29年度末で面整備が終わると30年度に接続可能な家屋が出てくるわけですね。そこら辺というのは、どこでそういう相対数的なものは、この資料の中でどう見たらいいですかね。

○ 藤田管理部長

今回、①の接続促進補助金の309件を算出いたしました。

15ページお願いいたします。

今回、補助件数といたしまして309件を計上させていただきましたが、これについては、共同住宅を含めて全部で93.1%になるよう戸数を算定いたしております、そのうち共同住宅に当たるもの、戸建て住宅に当たるものを按分いたしまして、309件を算出しております。

○ 中森慎二委員

49分の15の(4)の①の接続見込み件数1460件というのは、面整備が整っている方の接続も含まれている件数ということですか。そういうことじゃないかな。これは、3年を超えている部分の件数ということですよ。

○ 藤田管理部長

中森委員のお尋ね、1460件のうちには、平成29年度末で整備が終わって接続可能になったものから、接続する件数も含めてございます。

○ 中森慎二委員

だから、そこで接続してくれる方は、ある意味意識を持ってもらっている方で、その方はこの部分の中のどれぐらい含まれているわけですか、1460件のうち。面整備が整って、何も下水道から特別なアプローチをしなくても接続をしていただければいい方というのは、この1460件のうち何件を見込んでいるわけですか。だから、新たに発生してくる、年度途中に発生してくる接続対象戸数というものと既存的に存在している未接続戸数というものと数分析というのがどうかということを知っているのやけど。

○ 倭上下水道事業管理者

今、中森委員さんからご指摘いただいている3年以内の整備のやつがどれくらいの詰め込みというところのご指摘だと思うんですね。今回、基本3年の中に、3年以内に絞り込ませていただいたのは、過去、整備してから3年以内にどれくらい接続するかというのを出しました。整備してから3年以内、毎年大体三、四十%ぐらいしかつなぎ込んでいないという実績を、こちらとしては把握をさせていただいたんですわ。

例えば税金の滞納整理と一緒に、当然これまでも滞納になった分をこちらとしても足を運んでやりますけれども、やっぱり新しいもの、新しい滞納をつくらないという基本もあるように、やっぱりまず整備したところを3カ年以内にかにつなぎ込んでいただくというところに視点を持ったというところで、過去の実績を見ると3年以内、やっぱり40%と極めて低い数字でございましたもので、そこを何とかこの制度によって詰め込みをさせていただきたいと、そういうふうなことで考えさせていただいたというところがございます。

○ 中森慎二委員

それはそれでいいんだけど、だから、新たに発生した接続対象戸数と既存の累積の部分というのをちゃんと分析して分けてアプローチをして、どうなるのかという組み立てをしないと、言い方は悪いけど、余り努力せんでもこの部分はなってきますよねというような話ではいけないと思ったけど、そこら辺は読み取れる部分があるんなら、ちょっとまた教えてほしいんだけど。

○ 中村久雄委員長

後ろで手が挙がっています。

松久さんですか。

○ 松久経営企画課課長補佐

経営企画課課長補佐、松久です。よろしく申し上げます。

先ほどのご質問ですけれども、平成29年度末に新たに接続するのが、新たに対象となるのが、一般戸建てで788世帯を想定しております。

(発言する者あり)

○ 松久経営企画課課長補佐

これは、我々の手元の資料ですので。その考え方としては、3年間で全てを接続させるために、来年1年間でその3分の1、263世帯を対象として、3年間で3分の1ずつ整備を完成させようというふうな、接続してもらおうというような考えでやっております。

○ 中森慎二委員

だからそれは、今聞いてやっと出てきた話で、そここのところの分析が我々に伝わっていないと僕は思うの、この資料ではね。よくまとめてもらってあると僕は思うんだけど。だから、そここの分析をちゃんと明らかにしていく上においても、そのアプローチというのはどうなのかという話でないと、ちょっと見えにくいような気が私はするんだけど。

またその辺、今おっしゃったようなことも含めて、この数字になってきた根拠たるものは何なのかということに尽きるのかもわからんけど、そこら辺をもうちょっとクリアにしてもらう必要があるんじゃないのかな。でないと、ターゲットとしているのが、じゃ、新たに発生してきた部分だけを考えているのではないわけであって、そここの組み合わせがなって今回の提案になってきておるんだとすると、そここのところがちょっと見えにくいなというふうに私は思うんだけども。ほかの皆さんはどう受け取られたかわからないですけど。

それと、補助制度って、市民意見の中、今回の議案の市民意見の中で、非課税世帯って生活が苦しいのにそんなものつなぐわねという意見が出ているわけですね。そここのところは、非課税世帯と一区切りだけでは物は語れないと私は思うんだけど、そこらで補助率というか補助額というのか、そこら辺ももう一段考えていく要素もあるんじゃないのかなと。どこまでいけばというのはそれは限りない話なんだけど、ある意味これはしようがないわねというふうに諦めていく話ならまた別なんだけど、そこをどこまで突き詰めていくのか、税金を投入していくのかという見合いのところ非常に苦しいところでは私はあると思うのだけど。現実的にそういった課題もあるのも事実じゃないのかなと。

○ 藤田管理部長

例えば全額補助すれば、漏れなく接続していただけるとは思うんですけども、これま

で自費で接続をしていただいた方との公平性もありますので、接続工事費の2分の1という想定をさせていただきました。半分だけであれば、つなぐインセンティブにもならんやないかということもあるかとも思うんですけども、それについては今現存する融資あっせん制度、これは無利息で借りていただいて返済は必要になりますけれども、それを活用していただいて接続をお願いしていこうかなど、そのように考えております。

○ 中森慎二委員

その無利息の貸付制度は、行政はかかわってなくて銀行と直接とか、そういう部分ですか。

○ 藤田管理部長

融資あっせん制度については、申し込みについては、市のほう、局のほうにさせていただきますけれども、審査については銀行のほうで行っておりまして、70歳以上であっても連帯保証人をつけていただけるものであれば審査は通るように、そのように聞いております。

○ 中森慎二委員

その利息補充は行政がしているということ、無利息というのは。

○ 藤田管理部長

利子、利息分については、利子補給という形で補填をさせていただいておりますので、借りていただいた分の元金の返済だけをしていただくという制度でございます。

○ 中森慎二委員

利息の補填は行政、水道局がやっているということね。そういった部分の貸付メニューについてももっとPRしておくとか、あわせていかないとあれじゃないかと思うんですけどね。組み合わせみたいなところかと思うんだけど、その辺の何か、そういうチラシなんかもちゃんとつくってやっているんですか。無利息で借りられますよという。

○ 藤田管理部長

下水道のパフレット、こういった形のものをつくっております、そして工事説明会

のときに各制度の説明をいたしましたり、未水洗化の家屋のところにお邪魔したときに、このパンフレットじゃなしに制度説明をしたチラシをつくって、説明は行くたびにしておるといふ状況でございます。

○ 中森慎二委員

だから、それは、新たに面整備ができたところの地区対象の話ですよ。そういうことでしょう。未整備の人を集めてやっておるわけじゃないわけやから。

○ 藤田管理部長

工事説明会については、新たに面整備をする場所でございますけれども、未接続家庭にお邪魔して接続依頼をする際にも、制度の周知は図っておる状況です。

○ 中森慎二委員

だから、この調査によっても20%の人は接続せなという意識はなかったというデータが出ておる。それが事実かどうかわからんよ。だけれども、そここのところで行くと、全くそういう認識を持っていない方もみえるとすると、アプローチとしてはそういうことも、新たな面整備の対象者の方と同じ以上のものやっつけていかないと接続はふえていかないって思うので、そこら辺はちょっといろんな知恵を絞ってもらう必要があると思いますけどね。とりあえず、私は以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

ある程度効果があると思っ出てきたやろうとは思っておるけど、新聞広告でも、新聞をとってない世帯が多いと無駄をしておるといふことが多いわな。知らずということにいくとな。多分新しい面整備したところで今倭さんが言う、6割漏らすわけやろ、面整備していても。だからそこがもう大体、初めからえろくなってくる、つけ回していくところやで、最初に工事をしてやっっていくとき、前はアクションプログラムのときにはあれやったん違うの、早くつないでくれるというところをアンケートをとって、多いところ

から迎えに行くという話やったん違うの。違った。整備の急いで来てほしいというところ
と駄目だというところの、10年ぐらい前にアクションプログラムで、8割とか9割の加入
をしますよというようなところから迎えに行っておったんやで、それはある意味準備がで
きておってやっていっておるわけやで、それが変な話、3年間でさっき二百何件ってお
と、水道局のちゃんと回収せなあかんところの業務が、それは集金ってしんどいと思うよ、
そこが弱いのと違うか。基本的に、考え方的に。もらわなならんものは、もらわなあかん
のやでさ。

だから、今回、後追いでこの施策を打つということも何らかのあれは要るんやろうけど、
最初の、とって、面整備して行って3年以内につないでもらうというところの、知っても
らうということの努力と、必ずとってもら、それからもう一個はアクションプログラム
でやっておるわけやで、そこが何か、言葉が少し悪いけどなあなあんと違うの、水道局
は潰れやんと思って。民間の会社なら潰れるもん、集金してこな。俺やったら肉売らんで、
集金3カ月とまったら。もう絶対は売らんわ。現金で出してくれやな売らんで。

それはわかっておっても行政はできやんという話やけど、だからそれがひどかったで、
アクションプログラムで早く来てほしいというところに対しては組織的に、仕組み的にば
っと縛って、そこで8割、9割加入するからっていったはずやったんやけど、そこが全然
話、忘れておらへん。忘れておるといふか私らそうやって受け取ったで、最初から取り漏
れがあるとは思ってへんだで、6割も漏れておるといふのはちょっと大きいわ。それはも
う面整備していくたびにだんだん悪くなるし、なかなか難儀しておるところはずっと難儀
やで。難儀があるところはようわかるんやわ、それは難儀やなというの。少々なりとも
な。でも、その料金が多くて結局、この間俺らは料金を上げるときに、ちゃんとやってお
る人とやっておらん人との部分でどうすんのや、上げるの反対やと言ったのに。

極端なことを言うと、この下水道局の職員の給与を下げようかという話の世界やで、そ
んなに集金体制が弱いのならな。そこは、納税とか、きちっと制度に従ってやっておる人
から見たら不満になるところやで、それはやっぱりあかんのと違うか。だから、この手の
類いのやり方というの、本当に失礼やけど、甘いわ、見越しが。やっぱりちょっと厳し
くいかと、最初の特に3年間の取りこぼしの多さはひどいわ。管理やけど、もっと考え
ておいてよ。

○ 倭上下水道事業管理者

ご指摘の点はごもっともだと思います。

それで、今回出させていただいたのは、まずは対象者が市民税非課税というところでは20%に限られているというところがございますけれども、ただし、聞く中でも、やはり職員が直接出向いてというところで何回もお願いするというところになってくるかと思っております。

先ほども説明させていただきましたけど、これにつきましては、委託して、年に1回、回るという形でやらせていただいていたところがございますけれども、それを今回もう委託をやめまして、局の職員だけではなかなか業務もございまして難しいのでございますけど、臨時職員の採用ということで予算を計上させていただいています。それと、担当職員とで協力して、複数回、回るというふうなところで考えてございます。

特に、分析のところポイントをちょっと挙げさせていただいてございましたけれども、やっぱりある程度ターゲットを絞るとか、それと新規のところは、やっぱり自治会との連携というところも必要になってまいろうかと思っておりますもので、そういったところもこれから十分これから精査する中で一つ一つ着実につないでもらうと、ローラー作戦的に職員一丸となって進めることによって水洗化のアップをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 川村幸康委員

そのつなげないところは、要はみんな処理しておるところと、つないでない人やと排水は放っておるわけやろう、要は。そういうことやろう。排水は放っているわけやろう。垂れ流しではないの。どうなっておるの。

○ 若林技術部長

もちろんきちっと適正にというか、浄化槽を使ってみえる方は浄化槽をきちっと管理をしていただいておりますし、くみ取りの方は、家庭用の雑排水は流出はしているかもしれないけれども、トイレについてはくみ取りという形、通常の生活の中でそういう処理をされているということだと思います。

○ 川村幸康委員

公平とか平等とかを行政は旨としてやるけど、悪平等もあるで、ペナルティーは無理なのやろう、これ。ペナルティーは難しいのやろう。

○ 藤田管理部長

下水道法において、3年以内にくみ取りはつながないといけないという規定がございますので、それから以降指導して、接続しない者については罰則規定まで定めておりますけれども、全国を見てもいずれも罰則までは至っていないという状況でございます。

○ 川村幸康委員

罰則規定はあるの、ないの。あるけど使われておらんのが、まあまあ行政的なスタイル。使わんのやろう、あんのやったら使えるやん。だけど、使わんということは何かあるのやろう。あるの。

○ 中村久雄委員長

ちょっとその辺調べていただいて、ちょっと休憩しましょうか。

では、ここで10分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:10 再開

○ 中村久雄委員長

では、インターネット中継、お願いします。

そうしたら、罰則規定のことについて。

○ 藤田管理部長

先ほど説明いたしました罰則規定でございますけれども、下水道法において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者については、供用開始された以降3年以内に水洗便所に改造しなければならないという規定がございます。そこで、その規定に違反している者に対して、相当の期間を定めて改造すべきことを命ずることができるという規定に

なっております、その改造命令をした後、水洗化しない者に対しては、30万円以下の罰金も科することができるという規定がありますけれども、先ほど申し上げたように、全国においてこの下水道法を規定に罰金を取ったというのは例としてはないのを把握しておりますし、四日市の考え方といたしましては、30万円の罰金を払ってもらうのであれば接続することも可能ですので、そちらのほうで接続を進めておるという状況でございます。

○ 川村幸康委員

多分、罰則規定で罰があるということは、取っておらん、使っておらんというところが仕事の曖昧ぶりや俺は思うておるんや。やっぱり罰があるということは、30万円払わなあかんということは、ほかの人に対して悪い影響を与えておるわけやな。だから、きちっと払っておれば、みんなで、従っておる人らの下水道の料金を上げやんで済んだということがあるとすると、やっぱりちょっと、全国でないでせんという話ではなくて、どう効果的に、それはやっぱり使わなあかんわ。

私がイメージやったんは、自分のところの地区へ引いたときに、コミプラでも3年以内につながんとペナルティーですよみたいな話でいったと思ったな、最初。3年以内につながなあかんということを前提に地区で取り組んだというところがあったで、だからそこがやっぱりポイントやろうなと思って。

あのころ、多分鈴木史郎さんやったやかな、部長か次長で。あの人が厳しい言うておったでな。下水道は皆さんがきれいにしたいというて迎えに行くんですから、自分らで汚した水を自分らできれいにしてくださいねって、そのかわりお金も、行政が税金投入するのやで3年以内につないでもらわんと困りますよという話やったと思うんやわ。それがどこかで今の、優しいというよりは少し曖昧になっていったんやで、もう一遍、制度もあつて、よくよく見ると法的にはそれできちっと縛ってあるわけやで、やっぱり非課税世帯は無理にしても、非課税にはそういう今回のような制度をしたとしても、それ以外のところ、逆に言うと、そういうことの方にもって、接続していってもらうということが、接続せん勝ちのええ例のほうは今勝ってきておるわけ、今、四日市は。面整備しても6割に逃げてくということはさ。

だから、それはやっぱり3年以内にペナルティーありますよということはきちっと、おどかしとかそんなんじゃないやなくて淡々と、決まっていることを知ってもらうと理解するで、知らんで理解せんやで、その上においてまた次どうするかということは、30万円という

罰金あるよということも言わんと。私も30万円の罰金があるというのは知らなんで、やっぱりそれ、きちっと伝えるべきと違うかな。もうちょっとスタイルも取り漏れが多いというふうにならんとさ。

俺らでも集金に行って、全然払わんだら厳しくいくでな、そのうちに。物を持っていかんだけ以外にもな。別的手段も考えるんやで、それをやっぱりきちっと考えやんと、今回下水道料金上げたんやで、従来の延長線上の加入率アップだけではあかんで、やっぱりせめて、長く加入していない、それもある程度経済的にも余裕があってもやっていないところには、厳しい処置で私はいくべきやと思うし、ちゃんと法にのっとって仕事はせなあかんわ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

傍聴の方1名入られております。

○ 中森慎二委員

関連して。

ええことを言うてもうろうたって川村さん、思っていますんやけど、そのとおりの思う、僕も。

それで、今、改善命令を、3年経過したころに出して罰金云々という話があったけど、現実に改善命令って何年に何件出しているの、現実問題として。

○ 藤田管理部長

改善命令まで至った物件はございませんので、あくまで接続依頼をお願いしている状況です。

○ 中森慎二委員

罰金の話とその先にあるわけで、改善命令さえ文書で出していないのに、そこまで行きませんやんか。だから、法に基づく手続を今までやっていなかったらやらんじゃなくて、値上げを契機にここの部分、罰金のやり方、かけ方についてはいろいろ議論はあるところではあると思うし、もうちょっと精査せなあかんと思うけど、ともかく改善命令は絶対出

さなあかんよ。

○ 倭上下水道事業管理者

今の点でございますけれども、当然、下水道法の内容について、まずは未接続の市民の方に知っていただくと、周知していくというところは当然のことですので、これ、させていただきます。あと、改善命令とかその後のことについては、また判断も要るかと思えますけれども、まず、法に基づいて基本的な形で進めさせていただくというところで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

例えば合併処理浄化槽を設置している家屋については、例えばつけてまだ3年、2年しかたっていないという、そういうような内容的なものを確認して、そういうことでこの先必ずかえるということを担保するとか、やり方はいろいろ僕はあると思うんだけど、そういうことも含めてやっぱりやっていくということと、改善命令を必ず出すと、これは別に今まで出していなかったけど、法律に認められた手続なんだということをやっぱり知ってもらわなあかんと思うんですよ。そこのところがちょっと今までやっぱり甘かったんじゃない。それ、ぜひ出してくださいよ。

その書体がどんなのかというのはあるんですか、文例は。行政手続上で何か。どんな改善命令というのは、命令書のひな形みたいなものはあるの。

○ 藤田管理部長

今現在ちょっと把握してございませんけれども、法令で一度調べさせていただきたいと思えます。

○ 中森慎二委員

一遍、そのひな形も委員会へ出してよ。そうやないと出せませんやんか、用意しておかな。やっぱりそれで、市民に理解していただく形につながるようになっていかないかんわと思う。その上で、どういう理由でつなげないのかというのが納得できるものなのかどうなのか、あるいは待てる理由なのかどうなのかという、それは選択していかないかんとは思いますが、まず入り口の部分の整備をちゃんとせないかんですね。ちょっと答弁、これは欲し

いんですが。

○ 中村久雄委員長

改善命令です。

○ 倭上下水道事業管理者

下水道法に基づいて改善命令というところはおささせていただきますけれども、当然、命令に関しまして、先ほど中森委員さんもおっしゃいましたけれども、個々に事情もございしますので、そこら辺を内容を確認した上で下水道法に基づいて処理をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○ 川村幸康委員

仕事は仕事でもしょうて、そんなくじゃないけど、その後、中身少し、見るは見てもええんやけど、ないというのは何かあったの、事故が昔。それはもうならわし、何となく同調圧力、全国的な。ないというのは不思議やね。よそでもそんなのようけあるやろうで、何でしていなかったの。みんな、ないでしていなかっただけなの。本当はあるの違うの、知らんだけで。罰則を命じたり、改善命令を出したりなんかしておるのは。調べてみな、ないということはないで、全国で。もっと、いい悪いは別にして、課題が多いと思うでさ、こんなもの。

○ 中村久雄委員長

改善命令はあるでしょう、他市町の事情は。

○ 川村幸康委員

三重県内でもあらへんの。

○ 倭上下水道事業管理者

こちらの周知しているところだけなんですけれども、水洗化のアップというのは、これはやっぱり全国的な問題で、下水道協会というのが公益財団法人であるんですけれども、

そこで結構ここら辺についてどういう形の手だてがあるかというところで、今回のこういう支援制度もあるんですけれども、いわゆる法に基づいて罰金を科したとかいう、そういう前例はないんですけれども、勧告とかそういうのを条例で、千葉市はつくっておるといいうのは情報的には把握しておるんですけれども、それで実際に最後まで行ったかどうかというところは、まだ現実的にはないというところで、基本的にそういう形で、例えば3年を経過して、大して命令なりというところをしておるといいうところは聞いていないんですよね。下水道法というところに基づいてということはあれなんですけれども。ただ、ご指摘いただいたように当然、法にのっとることですので、そこら辺で、できないというところについては、確認する中でやっぱりやっていく必要があるという認識でございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

事業は違うけど、末永、本郷なんかは行政代執行まで行ったわけで、訴訟してあれして。あれなんか初めてやろう、四日市では。井上市長のとくに。だから、できやんことはあらへんやで、前例なかったでしたらあかんということではないやろうで、法の手続、行政手続にのっとって、淡々と仕事をするというのがやっぱり大事やわ。

以上です。

○ 伊藤修一委員

3年というパックの話が出ておって、その3年を3等分に分けて1年ごとに3回積み立てていく、3回仕事をしていくという、それで結局新たな積み残しをつくらないというのが原理原則やという、そういう話なんやけど、3年を3等分均等に割って仕事をしておっても追いついていないのが現実なんやで、結局スタートする時点がいつなんかという。さっきから出ておって、接続できる状態になってからがスタートなんか、それとも逆にもっと前からこれは早くスタートをかけるべきじゃないかなと。

例えばの話やけれども、工事の説明会をやると、それ、いつの時点でやるんやと、そのいつの時点でやって、どれだけの人が参加しておるんやと、誰に声をかけて、どういう手法で人を集めておんねんと。その時点から逆に、逆算して、もうスタートかけていっても、その人たちというのわかるわけやわな。何年後に負担、何年後だとか何月にとか、その時点が結局スタートかける時点であって、その最初の工事の説明会に、じゃ、どれだけ参

加しておるかという実態は把握しておるんやろか。

毎回毎回、毎月、今でもやっておるん違うの、来年度の工事の説明会で地区地区で。今まではどれぐらいの参加率やったの。誰に声をかけて集めておったの。実態はどうなんですか。

○ 藤田管理部長

工事の説明会は、以前は工事をする1年前にやっておったものを、測量に入る2年ぐらい前から、下水の工事をさせてもらいますという説明会をするようにいたしました。早くから周知して、少しでも早く準備をしていただくというところで、制度のやり方を変えたところがございますけれども、あくまでスタートは供用開始を打ってから3年ということになっております。

それで、参加者については土地の所有者に対して、こういった工事説明会をするという旨の通知を送りまして、参加をお願いしておると。

ちょっと参加状況については、把握いたしかねます。

○ 伊藤修一委員

ダイレクトメールか何かで送ってもらって、それで結局参加した人は誰なんかという、その場におった人は誰なんかという把握もしていないの。

○ 藤田管理部長

失礼いたしました。

郵送で送りまして、工事説明会に誰が来たと、それはきちっと把握をいたしまして、来ていない者についても、その日には都合が悪いで来られなかったとか、いろいろございますので、コンタクトをとって周知を図っております。

○ 伊藤修一委員

その時点で結局、対象者というのはもう特定できておるわけだよね、そのエリアに対して。その人たちが要は、スタートをかける話なんやけれども、もうそういうふうなことの心の準備とか、資金面の準備とか、いろんな準備というのをやっぱりそういうふうなことをやっていってもらうためには、来た人だけではなくて欠席した人も、それこそその時点

でどういうアプローチをしていくかということのほうが大事やないかなと思うんだよね。あくまでも供給開始から3年というのは、それはあるかわからんけど、スタートはやっぱりその時点ではないかなと思うんやわね。だから、その時点でどれだけ掌握できたかという、そこで例えば非課税世帯の人にこういう制度がありますよとか、いろんな制度がありますよというアプローチの説明なんかは、その機会を逃がしたら、もうその人たちはそれこそ供給後の話になっていってしまうわけやで、やっぱり早くスタートをかけるというのは大事な話やと思うので、一回そこら辺をもう一回、何か手だてがないのか、洗い直しとか、見直しとか、そういうふうなことを検討だけしてみてください。

それからもう一つ、インセンティブな結局働きかけをしていくというふうに、例えば49分の15の頭にも書いてあるんやけれども、インセンティブということでは、結局、未接続の人だけに対するインセンティブな働きかけということだけやなくて、グレーゾーンの人だっておるわけなので、完璧に100%、じゃ、待ってましたすぐ飛びつく人と、グレーの人は様子見ている人もおるわけ。とすると、結局、インセンティブというのは接続してくれてありがたいといういわゆる報奨金みたいな話で、いわゆる何年間か、こういうふうな、いわゆるお得な、お得感を出して、3年間なら1年目、2年目、3年目でそれぞれ接続してくれた人はこんなにお得ですよというのは、ある意味インセンティブな考え方でもあるのと違うんやろうか。

だから、未接続の人だけじゃなくて、そこはやっぱりグレーの人もおるわけで、接続してくれた人もやっぱりありがたいという、それこそ感謝の気持ちだよね。それこそ報奨金を出したって、インセンティブな効果というのは、早くつなげばこれだけ得なんやなという、そういう発想やってもあると違うやろうか。そこらはどういうふうに来てきたの。

○ 藤田管理部長

今、現在考えておるのは、接続をしていただけるきっかけをつくるという意味で、この補助制度を考えたところでございまして、早くつないでもらったから報奨金を出すとか、そういったところについては、今現在は考えておりません。

○ 伊藤修一委員

現在考えていないということは、検討もしてこなかったという。これ、ほかにもいろんな意味で、役所全体で大昔は前納報奨金とか、いろんなことの制度だっやってきたわけ

やん。やっぱり早くすることに対するインセンティブというのは、やっぱりその人たちの、逆に言えば権利かもわからんよ。そうやってやってくれたから、認めてもらったという。そういうふうな仕組みのほうもやはり検討すべきじゃなかったんですか。

○ 藤田管理部長

そういった面での検討はいたしておりませんでした。前納報奨金のような形で、全部一括で納めたら、今はもうなくなっておりますけれども、早くつないたら何らかのインセンティブ、今調べておる限りで、他市の事例でそういったものを、今のところ把握しておりませんので、一度その辺も調査して検討してまいりたいと、そのように思います。

○ 伊藤修一委員

いろんな意味で、この仕組みだけでもたらずまいがようけ出てくる部分もあって、これからまだまだ課題はあると思うのね。この一本やりでいだけやなくて、もういろんなことを常にやっぱり検討したり、研究したりして、やっぱり年度途中でもいろんなこぼれがないように、対応していってもらえるようなことだけはお願いしておきたいなと思います。

○ 中森慎二委員

関連して。

伊藤さんがおっしゃたように、インセンティブ、現金支出を伴うようにするのやったら、下水道料金、半額にしてやったらいいんじゃないの。早くつないでくれたところは。そういうやり方もあるんじゃないの。今までやっていないからできないじゃなくて、新たな制度をつくったということにすればいいんじゃないの。つないでもらわなければ、その半分の下水道料金も入ってこないわけやから。プラスでしょう、料金としては。下水道使用料として全体ではプラスになる話でさ。

だから、そういったことも思い切ったことも考えていかなんと、3年以内の単年度に3割しかつながらないという部分について、非課税世帯だけじゃなくて、一般所得ベースの方々でも、そうか半額にしてくれんなら早うつなごうかという、そんな話になっていくのじゃないかな。そういうことをやっぱりちょっと考えるべきやね。

○ 倭上下水道事業管理者

今、例えば減免であるとか、インセンティブの内容について伊藤委員さんからもご指摘をいただいたところでございます。今回の制度については、これまでつないだ方の公平性というのがこちらとしても相当まず基本にある中で、やはり補助を打っても市民の方に納得いただけるというふうなところが、まず前提にさせていただいたところでございます。

ただ、いろいろご意見を伺う中で、ご指摘いただいた点については、どういう形が一番未接続を解消できるのかなど、加えて当然これまでの方とのところも含めて、全体を見る中で、研究させていただきたいと思っています。

例えば、先ほど資料でもお見せしていた前橋市も、例えば1年以内なら5万円、それから3年以内なら3万円ということで、若干の違いをというか、そういうのもございます。そういったところもこちらとしても把握はしておりますけれども、今回はどちらかというところと所得の少ない方が年収240万円で、やっぱり例えばくみ取りなら50万円の費用を出すのは極めてきついだらうというところで、今回こういう制度をつくらせていただきましたけれども、今、さまざまな点で未接続を解消するところの崩すべきところをご指摘いただきましたもので、それはこちらのほうとして真摯に受けさせていただいて、研究なり検討なりさせていただきたいと思えます。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ちょっといいですか。

いろんな委員さんのご指摘がある中で、ちょっとこの議論が、罰則規定でペナルティーを全面に出したらいいという意見と、インセンティブで報奨をとという意見ということが出たんやけど、これをどういうふうに合わせてというか、なかなか難しいかなというふうに、ちょっと感じながらおったんやけど。

簡単ですか、俺がわかっていないだけ。

○ 中森慎二委員

だから、法に基づく、厳しくするところはちゃんとやりましょうと。なおかつ、つなげようと迷っている人たちにより呼び水をくむための制度をもっと考えていくべきじゃないかという話と合わせわざの話だと思うんです。

もう一つ、最後に一つ。49分の12のところ、合併浄化槽の補助金制度がありますけれども、例えば面整備が終わったお宅が合併処理浄化槽を使い続けている間でもこの補助金は支給しているんですか。していないわけね。教えてください。

○ 藤田管理部長

維持管理補助の補助金につきましては、供用開始を打った地区については、この補助事業の対象外としております。

○ 中森慎二委員

わかりました。結構です。

○ 樋口龍馬委員

先ほどの、例えば下水道料金を減免したらどうだという話がありましたよね。それって手続的には条例に手を加えたりしなくても可能なのかどうかだけ聞かせていただいていいですか。例えば、減免しようというふうにかじを切ったときに、補正予算だけで済んでいく話なのか、何かを大きくいじらなきゃいけないのかというところだけ。

○ 藤田管理部長

今現在、下水道使用条例において減免規定がございます。生活保護の者が一つ。それ以外に市長が特に認める者ということになっておりますので、新たに例えば早く接続していただいた方というのを定めるのであれば条例改正が必要になってくるかと、そのように思っています。

○ 樋口龍馬委員

今回の予算が認められたとして、4月1日から市税について未納の方、未納じゃないか、求められていない方たちに半額補助をしますよということで推進を進んでいった、なるだけインセンティブなんかも出しておいたほうがいと私も思う側の立場なんです、それが出てきて、イの一番でつないだ人たちが損を見たみたいな話になると、また不公平感かと皆さん言わないといけなくなってくるもので、そこでつないでいただいた人たちをどのようにフォローしていくかということも検討しながら、ぜひ早急に報奨についても考えて

いただきたいなということをお願いして終わります。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

この補助制度、たくさん指摘がございましたけれども、ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

では、ほか、全般の件で。

一つ、中森委員から言われた改善命令のひな形があるかどうか、それ資料で請求、僕らにそれを見せてくれということなので、またそれ、できたら提示をお願いしたいと思いません。

ほか、ご質疑はよろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

上水のほうやけれども、平成30年度末で計画が一応終了するんやけれども、ことしの事業で大体計画自体は進捗、完成するのかどうか、そして積み残しの部分はどうやったんか、ちょっとまず、平成30年度末、今年度の最終に当たっての状況だけ確認しておきます。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか、状況確認。

○ 若林技術部長

その資料なんですけど、実は、この後させていただく協議会資料のほうに、ページが今の資料をめくっていただいて、49分の35、ここでお示しをさせていただいて、ビジョンの総括と第2期施設整備計画、これらの進捗というようなことをお話しさせていただこうというふうには思っておりました。

○ 中村久雄委員長

じゃ、後でいいですか。

では、そちらのほうで説明願います。

ほか、よろしいでしょうか。

そうしたらちょっと私から一つ、追加資料何ページやったかな。11ページの委託の話で、年度で大分、金額の大小があるのがあるんですけど、例えば2番の管渠管理業務、いろいろ工事等あったんでしょけれども、平成28年度と平成29年度が大きいというところの、ちょっと年度によって金額がふえたり減ったりしている、委託金額がふえたり減ったりしたところのご説明いただいたらありがたいかなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○ 川島下水建設課長

施設課の分もあるので、総体的というか全体的な状況だけまず説明させていただきます。

施設系のもので出入りが大きく違うのは、施設の保守管理、機械類が入れかえがあったりとか、メンテナンスにかかる、物件によってかかる費用が大分違いますので、その辺で多かったり少なかったり、あるいは処理場の汚泥の処理の量が変わりますので、その辺の物量が変わるといふところがあります。

それから、管渠系につきましては、管渠は基本的には整備が進んでいきますので、毎年管理ボリュームがふえてきますというのが基本にあります。その上で、古い物件がふえてくるとどうしても詰まりであったりとか、調査とかというものがふえてきます。それから後は、詰まりに関して言いますと、ことしなんか寒いんですけども、寒くなると排水の中の油分が固化して、詰まりの件数がふえてまいります。そういうような気候とか気象の条件によっても大分変動がありますので、基本的なところはそういうところの変化が大きいです。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。それで、こういう委託金額がその都度、しっかり精査してやっているというところで理解させていただきました。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

つなぎみたいな話で。

日永処理場の第2と第3の更新なんやけれども、施設の何か予定があるのかな、更新か何か、日永処理場の。日永浄化センター第2、第3の耐震化、耐震かな。説明って、日永浄化センターの関係でことしの予定というか、説明してくれる。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

日永浄化センター第2、第3につきましての更新工事につきましては、参考資料でございますけれども、平成30年2月市議会定例会議会の予算常任委員会資料、平成30年度当初資料の予算常任委員会資料でございます、平成30年度当初予算のフォルダでございます、06予算常任委員会、10番でございます、10の30年度2月定例会議会の当初予算資料、部局別というものでございまして、よろしいでしょうか。その17の上下水道局、あけていただきますと、予算常任委員会資料、167ページの164、167分の164というところをおあけいただくと、70の日永浄化センター第2系統及び第3系統耐震補強工事の図面が出てまいろうかと思っておりますけれども。167分の164ページでございます。まず一番初めが。

○ 川島下水建設課長

下水建設課、川島です。

167分の164につきましては、浄化センター内の管路系の耐震補強工事の位置図を示しております。

続きまして、次のページ、165ページについて、施設系の更新工事を示しております。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

続きまして、施設系の中で日永浄化センターでは、まず第2系統の自家用発電機、これは平成29年、平成30年度の債務で更新をしてまいります、71番ですね。それから72番が同じく第2系統の監視制御設備の更新工事、同じく平成29年、平成30年度の債務工事で行っております。

続きまして、73番が2、3系、第2系統、第3系統の水処理の脱臭設備工事、これ、平成30年度と平成31年度の債務で行う予定でございます。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

そうすると、工事期間中というのは、この系統、業務というか事業というか、その処理自体は、工事中はもうとまってしまうというか、どういうふうになるのやろうかね。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

工事期間中に関しても業務はそのまま続けております。例えば自家用発電機であれば製作を行いますので、既存のやつでもし万が一の場合は何とかするとか、仮設で発電機を持ってきて、これに対応していくというような方法をとりますので、業務は影響なく行っていく予定でございます。

あわせて、監視盤、それから監視制御につきましては一部閉じかける場合もありますけれども、基本的には今並行した形で動かしていくというようなことを前提に考えております。

それから、三つ目、73番の脱臭設備工事に関しても、そのような形で製作の一部のときだけ若干一部機能をとめるということ以外は全て通常どおり動かしております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

そうしたら一応、工事自体は処理には何も影響はしないということでもいいわけやね。

ということの確認と、それと一応日永は第1、第2、第3、第4まで全部そろっておらんやけど、そうするとそれぞれのあと、役割はどうなっていくの。この1、2、3、4は。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

第1系統につきましては、一番古いやつなんですけど、平成28年5月末で停止をいたしました。そのかわりの4系統で新しくつくっておるけれども回しているというような形で、2系統は、まず第2系統は合流式、雨と汚水を一緒にする処理施設ということで、これはこのまま続けてまいります。それから、第3系統、第4系統については、分類式というこ

とで、汚水だけを処理する施設で、4系統にもシフトしていくという形にはなっただけで、かとは思いますが、当分の間につきましては2、3系統並行しながら運転をして、面整備との兼ね合いで施設をそこは続けていくということで、今進めております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

大体わかってきたんですけれども、ちょっと以前の話やけど、第1系統、何か朝明衛生に持っていった部分というか、処理を頼んだ部分ってあらへんだ。

○ 中野施設課副参事

施設課の課長補佐の中野と申します。よろしくお願いします。

以前、1系の硝化槽のほうにし尿のほうを投入していたんですが、それは下水が整備されていくまでというふうになっていましたので、その辺が、下水が整備されるにつれてし尿が減ってきたということで、本来、朝明広域衛生組合のほうでし尿の処理はすべきものですので、そちらのほうに、本来のほうに持って行って、1系の硝化槽のし尿の投入は1系廃止とともにやめたというのが現状です。

以上です。

○ 伊藤修一委員

そうすると、1系はまとまっておるのやで、当然、それで終わった話になるんやけど、そのし尿の処理というのは、1系ではできたんやけど2系、3系、4系とかは、それは処理はできないということの認識でいいのかな。

○ 中野施設課副参事

そうですね。施設、必ずできないことはないんですけれども、本来、し尿は朝明広域衛生組合で処理というふうになっていまして、それをし尿で受け入れようとなると、施設の改造が伴いますので、今はやっていないというのが現状です。

○ 伊藤修一委員

今はやっていないということは、やろうと思えばできるということ。

○ 中野施設課副参事

投入する箇所等、ちょっと詳細に検討しないとだめですけども、そういう箇所を設けて、あとはごみを取り除いたりする施設を設ければ、技術的には可能だと思います。

○ 伊藤修一委員

環境部がし尿は朝明組合に持って行って、お金払うて処理をしておるのやけど、どういう処理かこれはまた別の話やけども、そうすると、第1系統でできておって、残りの2、3、4でも技術的にはできるという認識であれば、朝明衛生に持って行っておるやつを逆に日永浄化センターで処理すれば、いわゆる市全体としてのコストを下げることはできる可能性はあるの。

○ 中野施設課副参事

詳細に検討してみないとちょっと処理能力的なものもありますので、量と、あと法律的にも、今、日永浄化センターはあくまで下水の終末処理場という位置づけになっていますので、し尿とかをある意味、本格的に入れようとする、一般廃棄物の処理施設というふうになってきますので、今のクリーンセンターですか、ごみの焼却施設と同じような扱いになってきますので、また別の手続がありますので、もう少し詳細に検討しないとなかなか難しいのではないかなと思います。

○ 伊藤修一委員

いろいろ難しいことは当然いろいろあると思うんやけど、これからの時代の中で、いろいろ日永浄化センターの処理量なんかの推移もあるやろうし、その能力的なことも当然あると思うので、技術的にさっき可能やという話と法的にどうなんかというのと両方の面があると思うのね。だから、それもまた、市全体の課題になっていくとなると、上下水道局だけじゃなくて環境部が考えてもらわなあかん用事かもわからんで、そういう問題提起はさせてもらうということだとどめておきたいと思います。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑ございませんか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

下水もオーケーです。

○ 中森慎二委員

当初予算資料の193ページに、前回もちょっといろいろ議論あった浜田通りの貯留管整備事業があるんですが、これは全体事業費は50億円ということなんですが、平成30年度のこの浜田通り貯留管整備15億円というのは、この193ページの図面でいう何をするんですか、平成30年度は。

○ 川島下水建設課長

下水建設課長、川島でございます。

平成30年度に予算計上させてもらっております15億円というのは、今年度から債務負担工事で、平成29、30、31、32年度に地下のシールド工事、それから発進立坑工事、横の若干の取り付け工事というところで、総額50億円の債務負担工事の平成30年度分の15億円を計上させてもらったところでございます。

以上です。

○ 中森慎二委員

だから、平成30年度はどこをどれだけやるのと聞いているの。その15億円で何をやるんですか。その中のどの部分をやるの。193ページのこの図面でいうどこが対象なんですか、平成30年度の。

○ 中村久雄委員長

平成30年度の対象。

○ 川島下水建設課長

失礼いたしました。

位置図の中に赤の点線があると思います。それと六地藏公園という場所があるかと思えます。先ほど申しました発進立坑というのは、六地藏公園の横、東側の用地買収をさせていただいたところが発進立坑になります。そこからスタートして、到達側が鶉の森公園側の黄色の丸印のところになります。ほぼ、15億円というのは、ほとんどシールドマシンの機械の製作、それから発進立坑の機械物の製作、ほとんどが機械製作にかかわる部分の費用になるかと思えます。

以上です。

○ 中森慎二委員

そういうことを書いてもらっていないと、15億円投入したけどマシンは工場で作っておるだけの話なら現場は何も動かん話やし、そこら辺、図面をせっかくつけてもらっているんなら、この当該平成30年度は何をやるのかというのをもうちょっとわかるような資料にしてもらわないといかんじゃないかな。15億円をかけて平成30年度何やるかわからんみたいな話ではさ。ちょっと市民の説明責任も果たせやんと僕らは思うんだけど、そこら辺はちょっと差しかえてもらったらどうですか、この図面。ちょっと図面も見にくいけど、別物にするとか、何か考えてもらったらどうですか。

○ 川島下水建設課長

資料のつくり方、失礼いたしました。今後、気をつけさせていただきたいと思えます。

○ 中森慎二委員

今後もいいけど今も変えやなあかんよ、予算審査しているんだから。それが条件で認めないという話ではないけれども、委員会資料としてちゃんとそれはわかる内容のものにしてもらわないと。ほかにもそういうものがあるんなら、改めてそういう見方してくれませんか。

○ 川島下水建設課長

わかりました。失礼いたしました。

ほかの上下水道局に関連する資料につきましても一度精査させていただきまして、追加

資料として提出させていただきます。後日でよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

結構です。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほかの委員の皆さん、ご質疑よろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

お金の滞納とか、今までの滞納を結局整理していかなあかんし、平成30年度は上水、下水、いろいろお金の集金とかがあるのやと思うんやけれども、いろいろ収入、お金の払い方も銀行の口座の引き落としや何やら、いろいろコンビニとかいろいろ、現金集金とあると思うのやけど、平成30年度の未収金対策とか、未納金対策とかそういうのはどういうふうに対応するのか一回、ちょっと考え方だけ聞いておこうかなと思うのですが。実態はどうですか。

○ 中村久雄委員長

滞納整理について。

○ 中村お客様センター所長

中村です。よろしくお願いします。

現在も滞納整理についてはいろいろ、いろんな方法でやっておりますけれども、今年度に引き続きなるべく初期の納税、滞納を防ぐようにということで、新規納付がふえないような滞納整理の仕方をしておりまして、高額納税者に関しましても、新規で賦課されるものについては必ず納付をすることと、今までたまっているものは新規が発生するのが2カ月に1回になりますので、毎月納付をしていただくということで、新しい新規賦課についてはきちんと払う、それからその合間の月には今までの滞納の分を支払うということで、新規がふえない、今後ふえていかないような措置で滞納整理のほうを考えて、分納誓約とかをとってやっております。

あと水道事業につきましては、新規滞納がありますと、停水とって水をとめる方法ができますので、そちらのほうも力を入れて、なるべく初期滞納がないような方法でやっていくということと、あと納付方法につきましても、今、口座振替、それからコンビニ収納、クレジット収納とありまして、それぞれに利便性の高いものになっておりますので、そのところは十分にPRをしながら利便性の高いものを考えていきたい。それから新たな収納方法につきましても、いろいろ情報は入ってきておりますので、上下水道局にとって、こちらにとっても利便性の高い、やりやすい方法があれば新たに取り入れるように研究は進めていきたいと思っております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

気持ちはよくわかるんですけど、やっぱりその実態がどうなのかということが何かわかるような資料とかあるのかな。そんなのはあらへんの。

○ 中村お客様センター所長

収納率とか。

○ 伊藤修一委員

か何か、どこかに入っているのかな、資料。

○ 中村お客様センター所長

今回の予算の中には、収納率とかいうのは入れておりません、申しわけありません。予算の資料ということで、収納率とかそういったものは入っておりません、済みません。

○ 伊藤修一委員

資料がないんやったらもう仕方がないけれども、逆に初期滞納を減らすということの試みということで、ぜひやっていただくのと、大口で滞納が出たときとか、そういうふうなことなんかは、やっぱりどう対応しておるのかなというのが、ちょっと気にしておるのやけれども。個人の給水停止という部分とはまたちょっと違うかわからんので、その辺はどうなんやろう。

○ 中村お客様センター所長

大口対応に対しましても、定期的に呼び出しをしております、生活実態とかそれから収入状況、いろんなことを把握した上で、納付誓約、分納誓約をとっておりますので、分納誓約をきちんと守れているかどうかの、こちらとしましてもきちんと見守った上で、約束を守らないところにはきちんと呼び出し文をかけておりますし、誠実に納付するような指導もしております。もしも、そういう約束を守らないようなケースがあれば、預金調査や財産調査なども並行してやりながら、厳しく指導はしております。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。きちっと払っている人とやっぱりそういう差をつけてもらわんと、きちっと払う人の意欲も潰れていってしまうので、しっかりした収納率の向上を目指していただければいいなと思いますので、お願いしたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

資料請求というか議案聴取のときに、道路の表面排水の件で伺わせていただいて、今回都市整備部のほうからは道路勾配等の図を示していただいているんですけど、上下水道としては、この件については都市整備部に任せたよという形で整理がついたのかどうかだけ、コメントいただいてもいいですか。

○ 川島下水建設課長

資料請求のときに確認させていただきました。それで、都市整備部との調整もありますのでというところで道路整備課長のほうに引き継ぎをさせまして、道路整備課のほうから資料提供するというところで調いました。

○ 樋口龍馬委員

理解したんですが、ちょっと一言説明をいただいと僕もこんなこと聞かなくてよかったのかなというのと、せっかく出していただいているのでぜひこういうのも見ていただいて、連携も考えていただくということはお願いをしておきます。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、お昼休憩に入りたいと思います。再開は1時10分をお願いいたします。

12:04 休憩

13:08 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。インターネット中継を再開いたしてください。

それでは、午前に引き続きまして、質疑の途中だったかなと思います。

質疑、ほかにございます方、挙手にてご発言願います。よろしいですか。

○ 川村幸康委員

さっき伊藤修一さんが聞いたやつで、お金で不納欠損とか上がっておるやつってあるやろう、幾らぐらいやったんかな、上下水道で。もうもらえやんだか何かで欠損金で上げていくやろう。幾らぐらいだったやろうね。毎年大体一緒の額。どれだけ、どこで見たらええんやろうな。8月の資料かな。決算資料で見るの。予算でもあるのやろう、予算でも上げておるやろう。予算常任委員会資料。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、予算書のほうですと、まず水道事業会計のほう、水道料金になりますけれども、こちらのほうにつきましては、過年度損益……。

○ 川村幸康委員

どこにある。コンテンツでいうと。本会議か。2月定例会議か。違う。本会議、企業会計10番か。違うけ。あるわ、28ページや。117分の28やな。違う。これは不納債権か、

1100万円。

○ 中村久雄委員長

引当金の取り崩し。

○ 川村幸康委員

本会議やろう。本会議、2月の10やな、企業会計。

○ 内田経営企画課長

当初予算のほうでいきますと、117分の28ページでございます（2）の引当金の取り崩しということでハのところ、徴収不能債権ということで、不納欠損の見込まれます1141万8000円、これにつきましては、貸し倒れの引当金のほうから取り崩しをいたします。これが水道事業会計のほうになります。

下水のほうにつきましては、102ページのほうで、ハのほうで1036万6000円でございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

去年と比べるとどうなん、上げ方って。去年か何かのもとにして多分上げておんのやろ、これ。こんだけ分回収できやんというか、無理でしょうということやろう。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長、内田でございます。

昨年度の、まず水道のほうでいきますと、1364万7000円が不納欠損でございます。下水のほうで355万2000円でございます。

○ 川村幸康委員

その中身は何なん。2000万円ぐらいになると、前は300万円ぐらいやった、1000万円と300万円と。何か大きな理由があったんかな。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。違いが大きいわね。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長、内田でございます。

先ほどの貸倒引当金の取り崩しの部分、これ、対象となりますのが、来年度で言いますと、平成25年度の部分の未収部分、この部分を引当金の取り崩しで実行させていただくところの分になります。昨年度分になりますと、それが平成24年度が対象のものでございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

その中身、何やったろうな、過去には無断接続があったり、あれがあって、何かしたわね。それから大口需要でも何かあったわね。そのやつが来ておるのかな。だから予算立てしておるんやで300万円から1000万円にしたということは何かあったやろう。当初からもう1000万円のやつを上げておるんやでき。何やったかな。大体上げておるんやろう、債権が切れていくんやで請求書でも払ってくれやんやつなんやろうけど大きいでき。そうすると、何か原因があったんか、積み上げがたまたまそのときもう消えていくのが多いんか。

○ 中村お客様センター所長

今ちょっと詳細の資料を持っておりませんので申しわけないんですけども、特に大きな原因があつてたくさん金額がふえるとかそういうことではなくて、主に平成25年度の不納欠損になっていくと思うんですが、たまたま平成25年度が残っているものが多い。今のところ多いということで、特にそういう何か原因があつて多くなっているというわけではないと思います。

○ 川村幸康委員

だから、原因がないんやったら原因がないと言うておつてくれたらええし、お客様センターみたいな窓口ができたのはいつからやった。今の、初代は誰や、あの人やったな。初

代は河原さんやな。もう何年になるのや、4年か5年やろう。お客様センターができてからそのぐらいのときかなと思っておったで、何かあんのかなと思って。

それから、そのぐらいのときに、無断接続がわかったときに私は、債権のあれで債権を放棄するやつとさかのぼって7年までいけるやつとの議論を多分たくさんしたような気がするのやけどな、あのときに。おかしいやんかという話で。そのときの話とのリンクして不納欠損を受けて上がったのかどうなのか。5年やろう、公債権って。違うの。5年やね。税務上7年やのに公債権5年やでおかしいなと言った覚えがあったもので、後でもええで、一遍何やったか調べてよ。

やっぱり不納、取れやんだやつの予算立てをしておるんやでき。やっぱり私らでも不納欠損が出ると頭にくるし、覚えておるしさ。自分のところの事業やとああいうタイプはもう売らんぞとかさ。そんなことはできやんけど、何かあるときに簡単にあんたら予算立てするけど、一円の回収でも諦めやんとやるというのが本当やろうで、企業会計は。何かやっぱりそれ、予算立てだけ上げてくるんやったら、それは資料なくてもちょっと頭に入れておかんと、気がないということで事務的に上げておるだけやで、やっぱりそれはある程度、本当にそれを不納欠損にしてもよかったのか、いやいやこれはちょっと、さっきで言う中森さんやったか、戒告、紙を出せと言った、改善命令、そんなのと一緒に何か出しや時効はとまるんやろう、不納欠損はとまるわけやろう。そんなこともして不納欠損がとまったのか、それでもう終わっていったんか、そんなことも含めて少し徴収業務というのをきちっとせんと、存続ではあかんで、きちっと取る、難しいのはわかるんやに、わかった上で言うておるんねんで、あえて。やっぱり集金はきちっとせんと。一円の金もよう集金せんのはやっぱり値上げ言うたらあかんという思いくらいでおらんとあかんですわ。取る場所は権力で取るんやで、下水道料金でも。だから、やっぱりきちっとそれは皆が納得して払えるようにしていくというベースは前提やで。そうすると、この予算立てで不納欠損ですわと言うておるけど、それはやっぱりもうみんな頭に特徴も入っておらなあかんで。何件あって、何件くらいこうなって、改善命令か何か督促を出して時効をとめたのかとか、そういうのはやっぱり必要と違うか。

○ 中村久雄委員長

ご意見いただきました。

○ 中村お客様センター所長

ちょっときょうはちゃんとした資料を持っていなくて申しわけありません。不納欠損に至るものについては、いろいろこちらでもアクションは起こしますが、行方不明とか、それから外国人さんでもう帰国してしまったものとか、あと、四日市にいても財産もない、貯金もない、収入もないというような人もおりますので、そういう方々がいたし方なく不納欠損になるというケースが多うございます。私どもも細かなものから大口まで一生懸命取る努力はしておりますけれども、それに応じても取れないものが不納欠損になって残っていくということですが、少しでも取れる可能性のあるものについては分納誓約をとって債権を保全した上で長期で債権回収に努めておりますので、今後も努力してまいります。

○ 中村久雄委員長

努力をよろしくお願いします。

ほかにご質疑。

○ 中森慎二委員

167分の18、下水の予算の概要のところに関連してなんですが、4月からの下水道料金使用料の値上げを織り込んだ予算になっているわけですが、この中の営業収入の部分で、下水道の使用料が約10億円増額になっていますね、26%。これは料金改定したから当たり前の話なんだけど。その中で、営業収益のほうの（4）営業外収益の他会計補助金、大きな2番の（2）、平成29年度が22億7900万円、平成30年度が21億円で約10億円の使用料が増収になったんだけど、他会計からの補助金は1億7500万円しか減っていないというこの部分は、例の去年の料金改定値上げの部分の中において、資本比率の改善ということもしかりなんだけど、この値上げによって他会計からの補助金を減らして、一般財源の税の使い道の使途が広がりますよという話なんだけど、他会計補助金の金額はあ那时的試算したものと同じなんです。ちょっと、僕、資料を比較してないんだけど。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。

今、資料のほう、167分の18ページ、これにつきまして、雨水、汚水と合計をやってお

りまして、167分の20ページのほうをごらんいただきますと、その下のところに汚水部分に係ります損益を上げさせていただいております。こちらは税抜きとなっておりますけれども、こちら、下水道使用料のほうが前年と比べて9億7000万円の増、それに対しまして、その二つ下の他会計補助金、これがマイナスの1億7500万円という形の中で、使用料値上げの部分が一般会計からの繰り入れ分が減少になりますというご説明のほうをさせていただきます。

今回、いわゆる雨水、汚水、この辺のところも市民の方にきちっとわかりやすく説明をしていくという形の中で、繰入金の部分につきましても、いわゆる一般会計の精算を行ってまいりますという形の中で、平成30年度予算につきましては、地方公営企業は、総務省がやります繰出基準に基づきました繰入額全額を、平成30年度は一般会計から受ける形をとっております。

平成29年度予算につきましては全額の受け入れとなっております。それでいきますと、5億ほど少ない形での繰入金でございました。まずその部分が、今回の他会計補助金の中で、平成29年度と平成30年度の差が一つ5億円ございます。

それとあと、残りの分がありますけれども、資本費、いわゆる減価償却費とかその部分、こちらのほうが昨年度に比べまして1億7000万円ふえております。それとあと、残りの部分になりますけれども、今回からお願いしております補助制度の関係、こちらのほうでの費用のほうが6800万円増という形の中で、昨年と比べますと、補助金の分だけで見ますと1億7500万円の減という形になってございます。

以上です。

○ 中森慎二委員

委員会別の議案聞き取りのときに私がちょっとお話ししたこの当初予算資料でもしかり、今回167分の資料の中でもそうなんだけど、新年度予算にかかる、基本的な方針の中にそういったことは一切触れられていないですよ。というのは、通年ベースの、10年ぶりでしたっけ、料金改定。通年ベースなら僕はこれでいいと思うんですよ。182ページのこの説明で僕はいいと思うんだけど、この間言ったように、そういう他会計補助金も減らしましたよ、あるいは、全額繰り入れの分は6億円ぐらい減っているわけでしょう、トータルでいくと。そんな説明も一切触れられてないじゃない。だから、今回の料金改定が平成30年度予算にどういった影響を与えておるのかということを確認に示さないと、市民の皆さん方

も協力したいけど何かよくわからない、委員会のほうが、だってわからんじゃない、今、話を説明、聞いて初めてわかる話であって、そこが僕は全体的な基本方針の中にちゃんと触れないかと思うんですよ。でなければ、今回の料金改定は何だったのという話。数字の中で埋まってしまっていて何もわかりませんわという話で。

この料金改定によって、今おっしゃったような接続、未接続の補助金の制度をつくり上げるとか、そういうものにどう反映してきているのかという全体の組み立てが説明されていないと思う。だから僕はこれでいいのと言ったんです。だけど、これでいいと言うんで何も変わったものは出てきていないし、補足説明の資料でも何も変わったものは出てきていないんだけど、僕は、委員の皆さん方に聞いてもそうじゃないですよ、現実。わからないもの。今回の料金改定がどうなったんですかと、結果として。それがどう平成30年度予算に反映されているんですかというものでなければ市民に説明できないよ、これは。

だから、前に言ったように、喉元過ぎて料金が審査して認められればもういいわという話ではなくて、それが平成30年度予算にどうつながったのかということをちゃんと示してくれないと。数字の羅列だけでは何も読めないです。特に僕ら、会計に疎いほうやから、委員会でちゃんとそういうことは示さなあかんじゃないかと僕は思うんですけど、どうですか。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた件でございます。

基本方針なりの中にないというところで、これについて、申しわけございません。前もお答えさせていただいたんですけれども、今回の使用料改定について安易とかそういうことは決してございません。そういう意味で、基本方針の一番末に、なお、上下水道事業は公営企業であり、使用料等の財源確保に努めるとともに、より一層の経費削減を図り、将来にわたり持続可能な健全な経営を行うと。

これ、今回そういうところを踏まえた上で、経営的などころできっちりやっていくというふうなところでこの行を加えさせていただいたという点はあるんですけれども、今指摘いただいたように、いわゆる使用料でどれだけふえて、負担金にどう影響しておるかという中身について説明というところになりますと、ございません。これについては申しわけございませんが、改めてそこら辺については、今、課長のほうから説明させていただきましたけれども、考え方について、改めて、今回の改定に係る影響というところは資料とし

てお出しをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

それはぜひお願いしたいんだけど、それと、先ほども申し上げたように、他会計補助金が減ったというそういうことだけじゃなくて、今回の料金改定、使用料の値上げによって、じゃ、どんな事業にそれが転嫁できたのかとか、市民サービスにどうつながっているのかという下水道における部分だけれども、そういったものもちゃんと説明する必要があると思うんです。だから、今、管理者が言われた最後の2行、上下水道は公営企業であると。これは毎年同じ話です。去年と変わる話じゃないじゃないですか。ただ、ことしは使用料の改定を経ての予算編成だということがどうかということを僕は申し上げている。

だから、その意識が希薄じゃないかと僕は申し上げているんです、前回もね。それに対応するようなものは何も出てきていないし、それはちょっと早急につくられるべきやと思いますよ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。お願いします。

確かにおっしゃるように、最後の2行は、きっと毎年同じで公言された方針ですからね。ほか、ご質疑よろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

企業債の償還、繰り上げとか期間を短くしてとかいろいろやっているんだけど、ことしの分はどういうふうな対応をされておるのやろか。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。

繰り上げ償還の部分につきましては、たしか平成19、20、21年あたりだったかと思えますけれども、そのときにつきましては、国のほうから、一括で返すことにつきまして補助金を免除するという制度がそのときに出ました。それに乗りかまして、繰り上げ償還とい

うのをさせていただきました。

その後、国のほうからは、そのときでいいますと、金利5%以上が対象でございましたけれども、その後、国のほうの動きの中では、繰り上げ償還という制度の、それが今現在出ておりませんもので、繰り上げ償還というのは、それを今現在の段階で行っていません。

以上です。

○ 伊藤修一委員

すると、金利の見直しとかそんなのはあらへんだ。金利が安く下がったとか、安い金利に借りかえとか、そういうふうな対応というのはあらへんの。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。

先ほどは済みません。説明不足で申しわけございませんでした。

水道事業のほうにつきましては、一括現金のほうでお返ししました。下水道事業につきましては、その段階で金利の高いものから金利の低いものに借りかえをいたしまして償還のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

今年度というか、今の企業債についてはもう何も言うところはないという、そういうことでいいの。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。

繰り上げ償還という観点でいきますと、今回の予算の分には入ってございません。

以上です。

○ 伊藤修一委員

そうすると、企業債の元金の償還とかそういうのはもう粛々と決まっている金額だけ償還していただくだけで、何も途中で変更するということはないということでもいいんやね。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。

そのとおりでございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

決算のときにも確認させていただいたんですけれども、下水管の布設のやりかえをかけたいくときに、できるだけ点で行っていくのではなくて面で行っていただいて、下水管破損による道路陥没が影響を大きく出さないようにというような話を決算のときにさせていただいたかと思うんですが、本年度の方針について確認だけさせてください。

○ 川島下水建設課長

管渠の更新計画等の関係だと思えます。ストックマネジメントも含めて。平成30年度、31年度で経営企画課のほうで、今度、国の制度のストックマネジメント計画策定というのがございまして、その中で、前から私もお説明させてもらっています50年、60年ぐらい管渠の整備がたっておる、特に旧市街地の納屋、朝日町周辺の排水区のほうですね。このあたりについて、今回の平成30年度予算のところで計画をするに当たって、既存の環境調査費用を盛り込ませてもらっておるところでございます。その結果を踏まえて、また、そのストックマネジメント計画、管渠の更新計画、そういう中でどの部分からある程度まとめてという、国の交付金事業との兼ね合いもありますけれども、その中で位置づけて、ある程度まとまった単位で更新をしていくということになろうかと思っております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

先ほど発言の中で本年度と言ったのは間違いです。平成30年度についてということで、私がね。訂正をさせていただきます。

陥没箇所が見つかったときに、ぜひ周辺についても調査をしていただくということもあ

わせてお願いをしておったところですので、計画上でやっていただくというのはありがたいことなんですが、細かい陥没が見つかったときに、周辺についての状況も調査していただくという点についてはいかがですか。

○ 川島下水建設課長

先ほど、現状調査の費用という話をさせていただきました。その中で、基本的には管渠メインというかサービス本体ですね、今、議員から言われたのは取り付け管の話もあるのかなと思います。そのあたりにつきましては、管渠を見る中で、カメラ調査をする中で部分的には見ていくことになると思いますので、状況によっては、そこら辺は国にも確認しつつ、その計画に盛り込めるのかどうか、あるいは、盛り込めない場合は市費の優先順位をどのあたりに位置づけて計画的に対応するということになると思いますので、そこら辺はちょっと調査結果を踏まえて、いずれにいたしましても、効率的にやったほうがいいという観点は私どもも同じ気持ちでございますので、計画の、あるいは今後更新をする中で、計画的にやらせていただきたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

マスコミの方1名、傍聴入られることをお伝えいたします。

○ 樋口龍馬委員

最後、意見というかお願いで、剥がして行って直してもらって、接続管の話です、確かに言われたとおり。陶器の接続管が割れました、そこで陥没がかかりました、それを剥がしてもらってつけかえて埋め戻すときに、1枚ずつ剥がしていくんじゃなくて、そのあたりが全部古い管なんであればいっそのことぐっと剥がしていただいて、つけかえていただいて張り直してもらったほうが道路的にも安定するのではないかというところで、陥没箇所が見つかるたびに、そういったことも考慮していただければということをお願いして終わります。

○ 中村久雄委員長

要望ということでお聞きします。

ほか、ご意見ございませんか。

○ 川村幸康委員

水需要は、これには今年度はふえる予測をしたというんやけど、長い目で見たらどうなるの。ずっと減りぎみやったんがふえたということやけど、理由は何。企業が好調やでということなのかな。

それともう一個、経費削減って、もう企業会計になってから大分つつんやけど、何かまだほかに考えられる余地はあるんかな、経費削減というのは。例えば十数年前やったら高い水買うとったで、企業庁やら県と交渉して責任水量の水の需要を見直しをしてもろうて大きく下げるとか、そういうことはしたと思うけど、何かうちの努力と外的な努力とはどいうふうに思うておるのかな。経費削減ということで書いてあるけどさ。

10年ぐらい前に言ったと思うんやわ。責任水量制ですごく高いのを買わされておるの、水人口需要の見誤りがあったよな、企業庁に。細かいこと言うと、長良川水系やら木曾川水系のマジックもあって、それをきちっとやりましょうよ、トン19円8銭か何かと25円何銭かの高いのを買わされておった、安う値切ってきてよとかいう話もしたと思うんやけど、今の時点やとどんなことになっておる。例えば経費削減を何で図ろうとしておるのかな。去年と変わらんことしで、ことしと変わらん来年の経費削減ではあかんので。特に水需要と、それからあれの話やと思うんやわ。なかなか収入ふえやんのやったら始末せなしゃあないんやで。

○ 中村久雄委員長

答弁、いいですか。水需要と経費削減について。

○ 倭上下水道事業管理者

トータル的なところで答弁させていただきますと、まず、水道の収入のほうですけど、確かにこれまでぐーっと下がってきたというところで、若干、今、下げどまりなのか、ちょっとここ本当に1年ぐらいある程度見る必要があるかと思うんですけども、これまでのようなトレンドとは若干違って下げどまりのような、今、状況になっています。

そういった中で、給水戸数はある程度ふえますので、収入的には若干アップしましたけれども、この後、全国的なあれとしても、右肩上がりというのはこちらとしては想定は今

のところはちょっとしづらい状況にあるという認識でございます。ただ、これまでみたいに、毎年確実に下がってきたのが今ちょっととまっておるというところで、そういったところを踏まえての今回の予算要求をさせていただいたというところでございます。

経費の関係ですけれども、大きくここで下がるという、そういうところは現実は今のところ、先行きの中でございませぬ。ただ、今、先ほど言われたような県水も、例えば上水費の関係、これは5年に1回見直しをかけるというふうなところで企業庁とやりとりをする中で、企業庁のほうでどれだけ削減していただくかというところもありますので、これはもうその都度その都度こちらとしては細かいところまでチェックをかけさせていただいて、例えば人件費はどうなんだとか、そういったところまで中身を見る中でできるだけ下げた形でのということで努力をさせていただいています。

あと、経費については一つ一つ、当然、薬剤費にしてもそういうところで労力とかそれなりに個々に削減を図っていくというふうなところになってくるかと思っています。労力費なんかですと、例えば電力入札とかそういうところでの削減とかそういうところもありますので、一つ一つ執行する中で見直しをかけて少しでも少なく抑えるというところで努力をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、多分、中森さんのとよう似たところやけど、トータルして頑張るんは普通の空気があって、料金値上げをしたときはもっとやっぱりきちっと明確になるような予算立ての方針が要るんやわな。

いつやったかな、野呂さんがみえたころやで随分前やな。野呂さんが局長しておったころで十二、三年前やけど、あの人値上げをしたわな。あの人ときにも。そのときはあの人自分が議員にロビー活動して、上げさせてくれ、そのかわり10年は上げやんで済むでと言って、そのかわり始末するところも始末しますでという話で、鉛筆一本も無駄にしませんみたいなことを言うておった覚えがあるんやわ。だから、あときでも、掃除もできるとか、職員でしますわとか言うってたわ。外部に出しておったんを。極端、細かいわかりやすい話言うと、牛乳瓶を持ってくるまでが業務委託で、新聞をとってくるのも職員じゃなくて委託の会社に任せておったわけや。牛乳瓶をとってくるとか新聞をとってくるの、業務委託に書いてあったんや、そんなんが出してきたら。そんなことぐらい自分らで

せえよ、自分らで机ぐらい拭けよとかいう話をして、始末するところは徹底的に始末してそれで値上げさせてくれという話あったんやわな。それから見ると、この間は賛否両論あって、議会でも意見が分かれて値上げ賛成と反対になったんやで、せめてこの予算立ても、倭さんも、ネクタイ買わなあかんのをネクタイ買わんぐらい始末しますという話と一緒に、水道局の中でどこを絞ったかがわからんとやっぱりあかんで、これ。

だからさっきも言うように、罰則まで含めてこんなのせいさというのは、私らの後ろにはお金をもらう市民がおるとすると、あの人らからすると、それぐらいしておるのかという話はやっぱり見えやんとな、今の時代は。

そうすると、私も委員長に一遍お願いしたけど、今回、これ、条例で罰則になったり、修一さんが言うたようなインセンティブなやつは、全体会でも上げて出すべきやなと思うておるでな。それぐらいせんと、料金値上げはしたけれどもあとは何も変わらんと緩いふんどしのままでやっていますわではやっぱりあかんと思うで、しっかりそこらは。そういう気持ちがないとあかんけど、今回、何か余りあらわれておらんと思うて、その前に上げたでもうええわと思うて、今回やっておると思うと、ちょっとそれはただけやんわ。だからやっぱりきちっと、今も倭さん、頑張るとだけしか今出せやんかわからんけど、具体的に始末し、1割始末します、1割5分しますという話がないと、必要な経費をこんなことの努力してこうしますとかさ。

今、ちょっと四日市は好調やもんで、税収も含めて。何となくやけど、昔の予算立てやと要求したら必ず財政が1割カットするとか2割カットするって、あんたらもぼやいとったやん。頼んだんやけどくれやんっていうて。その中で予算立てしてきておったのと今は全然違うやん。逆にちょっと……。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

それから言うて緩いでさ。何かそれこそ昔だと、パン食いのように先に食わんとやられると思うて、がぶがぶっと食いたくないものまで食いに來るくらいの勢いで來ても絞られとったんやさな。今もう長良川のウ飼いみたいやもん。ぐーっとお金を入れられてげっぶ出そうで、そこともつかんでやでさ。値上げだけしたいんやで今回は、やっぱりそれはちょっと気ぐらい使うて、始末どこをしますという、それでこういう予算になりましたとい

う話にならんと説明がつかんよ。それも倭さんの責任やわ、社長の。

だから、中森さん言うように、基本方針の文言を読むだけではちょっとあかんなど俺もずっと思っておったで。これ、この間通してへんたらこんなこと言わへんで。もっとあんならも厳しい書いておったで。通ったらこれやで、あかんということやわ。

以上。

○ 中村久雄委員長

答弁をお願いします。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、反問するのと違いますけど、決してそんなことはございません。今回、大きく本当に料金を上げさせていただいておりますので、そこについてはこちらも十分に認識しております。それを資料として提出させていただいていないというところは、それがどういう形でというところは改めて資料で至急つくらせていただいて、お出しさせていただきたいと思います。

ただ、現実的に、一つ一つでどこまで削減できるかと大きな見直しというのは、なかなか形としてお見せするのは難しいかとは今でも思っております。これまででもやっぱり絞り込めるものは絞り込んでいますので、委託一つ一つ、例えば入札のときの仕様の見直しであるとか、そういうところをやっていかんと、なかなかこれから経費の削減は難しいのかなというところもございますもんで、形としてお見せはできないんですけれども、そういう視点で、職員みんなで経費の削減して経営に当たらせていただきたいと思います。思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、やっぱり基本方針に、値上げしたことによる水道局としてのありようを書くのが必要やと、それと、意外に忘れていないのは、今、ポンプ場の下水のほうに工事ミスがあって、それは想定外のミスがあったかしらんけど、あの金額というのは大きいでな。それも忘れたらというのではあかんでき。何億やったんやと思うと、下水道料金値上げせんでもよかったなと思っておるんで。あんな工事ミスがなかったら。

ただ、過去はもう変えれやんで、将来にどうというのものもあるけど、ポンプ場やで河川のほうか、違うやろう、あれも。楠と、下水やろう、あれ。でも、想定外の土質やったで水が出てきたでと言って、10億円ばかり余分に使ったと思うよ、俺。違う。ちょっと言うて、額。知らん人もおるに。何億円ぐらい使うた、余分に。三、四年前の話やで、まだ。

○ 中村久雄委員長

南五味塚のポンプ場。北と。水が出てきたやつね。

○ 川村幸康委員

2つともや。あらへんだ。覚えておるやろう。そのときは平謝りやったんで。

○ 川島下水建設課長

両ポンプ場を合わすと20億円弱ぐらい費用がかかっております。

○ 川村幸康委員

だから、そういうことでいくと、過去は振り返ってもしやあないというけど、将来そのことを生かして変えていかなあかんでいくと、そのことを失敗しておるというのを出発点にしてやっぱりきちんと予算立てはせんと、もうあれは終わった、事故やったでもう金も払うたで終わりやでとか、もう料金値上げしたでもう終わりやでという出発の仕方に見えるもんでな。そうじゃないと思うで、やっぱりそういうことを振り返って、その上に立って、こうやってしていきますわという話がやっぱりないと、税金を使うて公共料金を取るんやでき。それはもう絶対あかんて。体質的に直さな。

○ 中村久雄委員長

それでは、ご意見でよろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ほかにご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 川村幸康委員

討論はないんやけどちょっと聞きたいことがあって。

さっき出ておったやつですが、これ、全体会送りして……。

○ 中村久雄委員長

今、全体会という意見ありましたから、次に諮ろうかなと。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

討論はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

次、採決ですけれども、採決を行わず全体会に送ることもできるというのがあるんですけど、今、川村委員のほうから、全体会で、値上げした……。

○ 川村幸康委員

反対とかそんなのではなくて、例えば、前回料金値上げのときに賛成、反対あって、値上げを認めていく中であって、今回予算立てでこういうことになる、例えば非課税世帯の加入促進のあれはこれに入ってやっておるんやけど、例えばさっき委員会の中で議論しておったやつでいくと、伊藤修一さんが言うておったインセンティブというのはどういうものなのかちょっと、それはもう別に条例改正せんでもできるものなのかどうかわからん

けど、あと、さっき言う法的な手続にのっとって少し条例をいじれば例えば改善命令が出せるとか、行く行くは、罰則というか科料か。何になるんやろう。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

刑法というのか、そういうのが取れるというのは別に、私は、普通にあるものが今まで使ってなかった条例にもいらってないならいらって、4月からやろう、これ、値上げは。ならセットでそれはしてもええのかなという思いが、委員会でもし合意がとれれば全体会送りの中で別に修正せんでも、そういうものを書けんというのか、条例で少しいらえやええんやったら、できやんことはないのかなと思うんやけど。あるの。条例変えやんでも何もないの。その辺がちょっとわからんだもんで、行政手続上ね。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

行政手続的に。

○ 藤田管理部長

今、四日市の公共下水道条例で、減免については先ほども申しあげましたように、生活保護、それに準ずるものとあわせて、天災で特別の事情があるもの、こういったものが減免ということの規定になっておりますので、いわゆるインセンティブを与えて、早くつないでいただいた方に対して減免をするのであれば、ここに付け足す必要があるかなと思われれます。

それと、罰則規定もあるんですけれども、今、排水設備の接続をしないことによる罰則の条例の条文はございませんので、この条例の上の下水道法で規定がございますので、それにのっとって指導勧告をさせていただければなと思っております。

○ 川村幸康委員

だから、できれば料金の値上げに対して未接続の対応で科料をするなどして、予算の中でも修正があるんやな、そうすると。それでいいんか。どうなるんや。

○ 中村久雄委員長

その辺、事務局から説明をお願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

当分科会に付託されている議案は、あくまでも当初予算ということでございますので、例えば当初予算で予算を伴う対策に係る修正というような観点で全体会に上げていただいて、例えばこれが本会議で可決されれば、おのずと条例を改正しなければならないということであれば、当市議会のルールでも対応できるかと思えます。

以上です。

○ 中村久雄委員長

予算の面で全体会に送ってそれが可決されれば、条例を改正しなければいけなくなってくるということやね。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

わかりやすく言うと、過去の事例で、障害者医療費の増額修正の件があったと思うんですけども、あのようなケースと同様と考えていただければわかりやすいかと思えます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

さっきの減免の話なんやけど、1回目の説明のときは、市長が特に認めた場合は減免できると言うておったんと違うの。だから、条例改正を伴うのか伴わないのかという中に、市長が認めるものは何々だという、そういう説明は要るん違うの。

○ 藤田管理部長

済みません。大変失礼いたしました。

一般的に、市長が特に認める者というものが、通常で減免するものに対して追加して条

文立てしてあるのが多いもので、そのつもりで答弁させていただきましたが、確認をいたしましたところ、先ほどの天災、あるいは生活保護、それに準ずる者、その他特別の事情のある者ということで、特に市長が認める者という条文がございませんでしたので、訂正させていただきます。

○ 伊藤修一委員

ちょっと説明が後先するところということになるので気をつけてほしいんやけど。

あと、中森委員のほうから出ておった、文書を、一回きちっとしたものを出してくださいという話が、一つ宿題で残っていると思うんやね。その文書の中身の問題なんやけど、こんなふうになんかことをやってきますという決意を書いてもらうんやなどは思っておるんやけれども、そうしたら今回の未接続のそういうインセンティブな部分ということの対応もその中に含まれてくるものなのかどうか、もし入っておるんやったらちょっと一回その文書を見てから採決するなら採決とか、どうするこうするということは判断してもいいかなと個人的には思うておんのやけど、どうやろかと思うんやけど。

○ 中村久雄委員長

先ほど中森さんが言った。

○ 中森慎二委員

当初予算資料の188ページに、下水事業会計の新公共下水道接続促進補助事業という事業名があるわけですね。ここに結局、今、きょうずっと議論してきたところは、接続を促進するための事業に関連したことなんですよね。そのために改善命令も法に基づくものもやる必要があるんじゃないか、あるいは、接続促進を促すための呼び水としてインセンティブをどうつけていくかと、そういうことを議論してきているので、例えばこの公共下水道接続促進補助事業に関連してということで、全体会で足りない部分をもっと肉づけして、それが予算が必要なのかどうかちょっとわからないけど、事務作業的なものもできるものもあると思うんやわね。だから、そういうところをこの分科会だけではなくて、全体会で議論してより肉づけをしてもらおうということが、川村さんのおっしゃっている部分がフォローできるなら、そういうのも一つかなと。そこにもうちょっとはみ出るかもわからんけど、当初申し上げた下水道事業としての平成30年度の方針が、使用料値上げに伴ってどう

なったのかということに関連してこの補助事業もあるわけで、そういう一連のところでは何かまとめて上げていくようなことができたらいんじゃないかなとは思いますが。もし皆さん方が賛同されるんなら。

○ 中村久雄委員長

ちょっと議事進行に戻りますと、分科会で採決をしたいと決するには、申し合わせにより分科会の総意が必要、採決前にこれは全体会送りするよということには。順番に行かなあかんね。

○ 伊藤修一委員

ちょっと待って。

先ほど言うておった文書を出すというのは、いつの時点で出てくるんやろか。

○ 中村久雄委員長

理解的には後日になっていきますが。

○ 倭上下水道事業管理者

確認させていただきましたけど、改善命令の様式というのは国からは示されていないということです。ただ、改善命令ですので、極端なことを言えば、内容とすれば、当然、本来下水道法に基づいて3年以内につなぐべきものがお宅はつないでいけませんのでつなぐよという、いわゆる命令を出すということです。これについては、やっぱりこちらとして確認させていただいて、やはり下水道違反ということですので、下水道法に基づいて相手さんに出すことは、これは何も問題はないと考えています。市税でいえば、催告とかそういうのを文書で出すのと基本的には一緒です。

ただ、その後、例えば下水道法に基づいて罰則とかそんなのになれば、やっぱりそれをどういう形であるかということも、実際、これは刑事告発するという手続もありますので、そういうところも実際ありますし、そうすると、30万円というあれですけども、その額がどうだということもやっぱり確認しておかなあかんというふうなところがあると思います。

あと、当然、その減免に関しても基本的にインセンティブかどうかという、こちらとし

でもやっぱりそれ具体的にちょっと研究させてもらわんと、どういう形にする減免がいいかと、また、減免が効果あるかどうかもちっと考えさせていただく必要もあるかと思えますので、これまでのところとか。そういうところで、ある一定の、すぐにどれだけとか、そういう形には回答できないような内容だと思っています。

ただ、改善命令については、今説明させていただいたような形で、つないでいない方に命令を出すということは何も問題はないというふうに今認識してございます。

以上です。

○ 伊藤修一委員

それだけやったかね、宿題。中森さんの言われてみえた文書は出すのか、いつ出すのかという話。

○ 倭上下水道事業管理者

至急つくらせていただいて、できるだけ早い形で提出をさせていただきたいと思っています。

○ 伊藤修一委員

そうすると、それはいつということ。

○ 倭上下水道事業管理者

今週中にはできるかなと思っています。きょうすぐにせいと言われてもあれなんですけれども。

○ 川村幸康委員

今中森さんが言っていたみたいに、公共下水道の接続促進補助事業に関して少し厚みを持たせてやっていこうという議論で、もし全体会送り、委員会で合意ができるなら、その中で議論しても別に、その文書もいただいてそこでやってもええんかなというふうには思いますけど。

○ 伊藤修一委員

委員長、そうしたら、1週間かかると言うんやで、全体会の際に出してもらって、採決だけは委員会でされたらどうです。

○ 中村久雄委員長

通常の採決をしたらどうやという意見が出ました。それでよろしいでしょうか、採決でさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

整理します。

本来は採決した後、全体会送りというのを確認させていただくというので、今、質疑の中で全体会という話が出てきたので、もしかしてこれは採決する前に皆さんの同意もできることもあるかなという形で今提案させていただきました。

事務局、何かありますか。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中です。

補足させていただきます。

今、委員長がおっしゃられたのは、採決を行わずに全体会に送るという特例がありまして、そちらに関しては皆さんの総意があれば、採決を行わずに全体会に送ることができるというルールがございます。採決をとるのであれば、採決をとっていただいて、その後全体会に送るかどうかを諮っていただくと、このような順序になりますのでよろしく願いします。失礼しました。

○ 中村久雄委員長

とすれば、討論を終結してよろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

川村さんの言われる趣旨で全体会に送っていかうと思うと、採決をとった後に送ろうと

思うとなかなか難しいところがあるのかなというふうに僕は感じていて。これは議員間討議になるんですけど、ちょっと教えてもらっていいですか。

○ 川村幸康委員

この事業や促進事業全体にはあれやけど、もう少し、これ1とすると2か3にちょっと強くしたいなという思いがあるもので、それ、別にみんなが異論、反論なくて、例えば罰則があるんですよとか、インセンティブの導入が別にとか、改善命令が出せるんですよというようなことは、今のところ手続上でいくと、行政が条例を少しいらわなかんといいこともあるんやったら、一遍、いらういらわんは今議会ですかどうかは別にしても、全体会に送る中でその議論はしてもええんと違うのかなと思って。全議員に係るんでな。

○ 諸岡 党委員

川村さんのおっしゃることごもっともやと思うし、私、それでええと思うんですけども、もっと強くしていくという方向性は。別に全体会に送らんでもここでええやないかというふうに思うんですよ。

というのは、全体会に送る理由というのは、否決するか附帯をつけるか、否決には修正も含めて。否決か附帯か、もしくはほかの分科会にも関連する内容というこの三つの原則があるわけで、そのどれにも該当しないわけですから、純粹にこの分科会だけで決めていてええと思うんですよ、わざわざ全体会に送らなくても。だから、まだまだ時間はあるんやで、この分科会でそこまでびゅっと強くいって、それで採決してしまえばええん違うかなと。わざわざ全体会にすると時間がかかるだけの話やで。

○ 川村幸康委員

分科会で全員が合意するまでに出していくのは時間かかるなと思っただけで。

○ 伊藤修一委員

1週間がちょっとつらい。

○ 樋口龍馬委員

僕も諸岡さんと同じような考え方で、何やったらもう採決をとらずに送ってしまうのか、

採決をとってしまうとなかなか、ここで可否をしているのを全体会に送るとなると難しいところがあるのかなというふうに思ったんですが、事務局、この整理というのはどうなっていくんですか。

○ 中村久雄委員長

事務局、お願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

おっしゃられるように、全体会に送る理由としては、附帯決議を付すべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等という言葉がありますので、その辺で、ただ、やはり送るのは明確にしたほうがええと思いますので、例えば皆様が協議していらっしゃる趣旨が、ひょっとしたら予算を伴うような対策も含むようなものであれば、ここで予算を可決というような形で送ると矛盾が生じて、龍馬委員のおっしゃることも一つあるのかなと。ただ、かつては全体で協議したいというような理由で送った事例もありますので、この辺は私どもとしては何とも言えませんが、できれば明確に送るのが予算委員会のルールになっていますので、その辺も踏まえてご協議いただければと思います。

失礼しました。

○ 中森慎二委員

一つの案ですが、じゃ、委員会で附帯決議をこの事業につけて、例えばインセンティブのあり方だとかいうものももっと肉づけをちゃんとすべきだということで、全体会でもっと議論してもらって肉づけしてもらおうと、そういうのではどうなの。採決はすると。

○ 樋口龍馬委員

中森さんの言われる形でいいんですけど、そうすると、この前の下水道料金の値上げ云々の議案のときもあつたんですけど、附帯を付するという話になると、文面を何らかもんで先に諮っていないと、また委員会の運営上問題が出るといけないので、そこの整理だけ委員長のほうにお願いをして、誰がつくるのか、正副案でまとめていただくのか、ちよっとその辺だけ確認さえとれば、僕は一向に構いません。

○ 川村幸康委員

だから、議案第69号平成30年度一般会計補正予算について、下水道未接続にかかわる対応について、過料を科すなど予算を伴う実効性のある対策が必要と考えるため、予算修正も視野に全体審査会に提案したいと、こんなことが私はまとめてきた文なんやけど、それに応じて、もし行政のほうと全体会で議論する中で、公共下水道条例の改正も視野に入るのなら入っての附帯決議にさせていただければありがたい。だから、つけてもそこで、それができるんかとか、まだみんなが早いというならそれはやめてもええやろうし、それなら実効性があるで下水道のほうも仕事がしやすいというならそれはしてもらってもええやろうしということで、私の中では分科会全体でもそんなに異論、反論はなかったと思うので、それやで、もし分科会でまとめられれば分科会やろうけど、上下水のほうが1週間かかるというので、それを待っておれやんで、もう全体会送りにしてやったほうがええのかなという意見です。それだけです。

○ 中村久雄委員長

わかりました。

進行ですけど、附帯も今この場で、そういう案を出していただいて、要は全体会送りにするということを採決前に決める、同意したと、それで附帯決議の案を出していただいて、その附帯を皆さんでもんでいただいて、それでオーケーということかな。

事務局、お願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

この分科会では、附帯決議を付すべきものとして上げていただくと、今川村委員がおっしゃられたような内容と中森委員がおっしゃられた内容を分科会長報告に記載されますので、それを抜粋したようなものでまとめさせていただいて、具体的な文案については、あくまでも予算全体会の審査を経て、委員の方から具体的な文案として上げていただくものですので、具体的な文案は全体会の追加提案まで結構です。今回はその趣旨を分科会長報告にとどめて報告するというので結構かと思います。

失礼しました。

○ 伊藤修一委員

採決は総意でやるんやね。ちょっと確認だけ。

○ 田中議会事務局議事係長

採決をしないのは総意で認められる。例外ですので、原則は採決をとっていただくというルールになっています。

失礼しました。

○ 中村久雄委員長

そういうところで、そこを押さえていかないけません。

今の議論のように、平成30年度の四日市市一般会計予算、議案第69号については、下水道の未接続に係る対応についてまだまだ議論が必要ということで、全体会に送るというような提案が出ました。これを採決する前に全体会送りに決してよろしいでしょうか。

○ 諸岡 党委員

私は採決するべきだと思います。

○ 中村久雄委員長

採決すべき。わかりました。

ということで、反対意見が出ましたので、採決に入ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、一つずつ採決いたします。

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6款農林水産業費、第3項農地費、以上について、提案どおり可決することに異議がございますでしょうか。

○ 川村幸康委員

全体会送りをして、その議論の結果やと、結局ここが困るような予算の減額じゃないけど予算修正をはらむわけやで、諸岡さんはしてほしいということは、全体会議論はせんでもええという話の世界ということ。

○ 諸岡 党委員

いや、違う違う、そうじゃない。

○ 川村幸康委員

そうやけど、ここで賛成していくと、要は、条例改正したり、少し料金が何かとか、それからインセンティブをどうしようといったら、どこかで予算修正はせなあかんわけやで、だから、この予算で賛成ということになると、もう何もいらわんということやで、全体会で。どういうことなの。

○ 諸岡 党委員

私はただ単に手順にこだわっただけの話で、本来論の手順は採決をして附帯を付すべきとか、あるいは修正すべきとかいうのをその後諮って、それで全体会に上げるというのが本来のルールというか、筋です。だから、私は、採決をして、採決の後、附帯等をつけるべきだと思われる皆さんがいれば全体会に上げますがいかがですかと、もし委員長に問われたら、私は賛成して、全体会に上げるべきだと手を挙げるつもりです。この後の流れで言うとな。ただそれだけのこと。手続論として、何も議論せずに全体会というのはちょっとどうかという、ただそれだけのことです。

○ 川村幸康委員

いやいや、そこでやっぱり見解の相違があるわけや。結局、そうすると、それで決めてロックして行って、次、そうしたら予算委員会に行ったときに、全体会に行ったときに、いらえやんよね、それは。

○ 中村久雄委員長

議事進行。

ちょっとこの辺で1時間たったし、休憩したいと思います。

ちょっと整理していただいて、再開を2時半で、2時半再開ということでお願いします。

14：13休憩

14：29再開

○ 中村久雄委員長

それでは、引き続き予算常任委員会を再開いたします。

先に倭事業管理者より、皆様に連絡があります。

○ 倭上下水道事業管理者

1点補足だけでございますけれども、先ほどの下水道法で罰則規定があるということで申し上げましたけれども、罰則規定につきましては、当然、先ほどもちらっと触れました警察、刑事罰になりますので、罰金ということでそれが発生した場合も、市のほうの歳入というよりもこれは罰金ですので、国のほうの国庫に入るところだけご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

説明は以上でございます。

よろしいでしょうか。歳入にはならないということです。

それでは、採決をしたいと思います。

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6款農林水産業費、第3項農地費、以上については、ご異議もないため簡易表決により行います。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

引き続きしていきます。

議案第75号平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、ご異議もないため簡易表決により行います。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第75号 平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

続きまして、議案第78号平成30年度四日市市水道事業会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第78号 平成30年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

続いて、議案第80号平成30年度四日市市下水道事業会計予算については、これは挙手によって採決という形になります。

議案第80号について、賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

賛成多数ということで、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第80号 平成30年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

というところで、確認いたします。

あと、採決しましたけど、全体会送りにしたいというところがございましたら、皆さんから提案をお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

先ほど、採決をとっていただきました議案第80号についてなんですが、分科会の中では賛成多数ということで可決はされましたものの、今分科会の議論の中でさらに発展をさせていく意味で、下水道法上にある罰則規定を採用できるような考え方がとれないのか、ないし下水管を接続した方たちに対するインセンティブを考えられないか等のさまざまな案が出されていく中で、採決はとったものの附帯をつけていくような形、ないしは場合によっては分科会から全体会へ上げていく中でさまざまな修正の議論等も考えられることから、これを修正も視野に入れた附帯決議をつけるべき議案として全体会に送ることを提案したいと思います。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

議案第80号に附帯決議を付すべきもの、また修正すべきものとして、全体会に送るとい
う提案がございました。

お諮りいたします。

議案第80号平成30年度四日市市下水道事業会計予算につきましては、全体会審査に送る
ことに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。全会一致でございます。

全会一致により、本件は全体会審査に送ることといたします。ありがとうございました。

○ 中森慎二委員

送り方が附帯決議という形で送るのか、そこのところをちょっと確認して、僕も附帯の
ほうがいいと思うんだけど、議論をずっと積み重ねてきているので、正副で案をつくって
いただいて、後日その確認をしたらどうですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

附帯決議の案、公共下水道接続促進補助事業について料金改定を受け、実効性のある対
策が必要と考えるため、附帯、修正も視野に、全体会審査事項として提案したい。よろし
いでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

というところで、都市・環境常任委員会として全体会審査のほうに送らせていただきます。

以上で、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算に係る上下水道局所管部分と、議案第75号平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第78号平成30年度四日市市水道事業会計予算、議案第80号平成30年度四日市市下水道事業会計予算の4議案についての審査は終了となります。ありがとうございました。

それでは、次に、補正予算の審査に移ります。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 中村久雄委員長

ここからは、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）に係る上下水道局所管部分の審査を行ってまいります。

議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、以上について、資料の説明を求めます。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。よろしくお願いをいたします。

一般会計の平成29年度2月補正予算につきまして、予算常任委員会資料に基づいてご説明させていただきます。

タブレットのほうですが、コンテンツ一覧の06予算常任委員会、10平成30年2月定例会議、補正予算資料、部局別14下水道局をお願いいたします。よろしいでしょうか。

2枚おめくりいただきまして、6分の3ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第8号）のうち、上下水道局所管分でございます。

合併浄化槽の設置費補助金及び維持管理補助金につきまして、合併浄化槽設置補助金は、住宅の新築、改築やリフォームが当初見込みを下回ったため減額補正をお願いするもので、あわせて国庫補助金及び県補助金の減額補正をお願いするものでございます。また、合併

浄化槽維持管理補助金は、合併浄化槽の法定検査受検が当初見込みを下回ったため減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費補助金、節1保健衛生費補助金を63万円減額するもので、補正後は2113万円となります。款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費補助金、節1保健衛生費補助金を76万円減額するもので、補正後は878万円となります。

歳出につきましては、款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全費、節19負担金補助及び交付金を1071万7000円減額するもので、補正後は1億2560万3000円となります。

一番下の表に、補助金交付対象基数と補助額見込みを記載させていただいておりますが、合併浄化槽設置費補助金につきまして、平成30年1月末の補助基数は、新築165基、転換40基で合計205基でございます。1月末の補助基数と2月、3月の見込みの補助基数を合計いたしました29年度見込みは、新築185基、転換45基、合計230基で、新築は当初予算193基より8基の減、転換は当初予算50基より5基の減でございます。合併浄化槽設置費補助金といたしまして、444万円の減額でございます。

1枚おめくりいただきまして、6分の4ページをお願いいたします。

合併浄化槽維持管理補助金につきまして、30年1月末の補助基数は3114基です。1月末の補助基数と2月、3月の見込み補助基数を合計いたしました29年度見込みは4420基で、当初予算4854基より434基の減でございます。合併浄化槽維持管理補助金といたしましては627万7000円の減額でございます。

補正予算の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、委員の皆様からご質疑ありましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

ご異議もないため、簡易表決により行います。

議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議もなく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）に係る上下水道所管部分の審査は終了となります。

議案第118号 平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第120号 平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○ 中村久雄委員長

続いていきます。

ここからは、議案第118号平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第120号平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算の審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

○ 内田経営企画課長

経営課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年度水道事業会計第1回補正予算及び下水道事業会計第1回補正予算につきまして、予算常任委員会資料に基づきましてご説明のほうをさせていただきます。

現在、今、タブレットのほうが先ほどの6分の4でありましたら1枚おめくりをいただきまして、6分の5ページをお願いいたします。

議案第118号水道事業会計第1回補正予算でございます。

第2条収益的収入及び支出の関係でございますが、特別職の給与改定に伴う人件費の補正及び下水道事業会計からの人件費負担金の補正をお願いするものでございます。

改定内容といたしまして、四日市市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬改定及び市長、副市長等の給料等の前回の引き下げ時、平成18年以前の水準に回復することとなりました。これに伴い、事業管理者の給料を月額68万6000円から月額68万8000円へ改定を行うものでございます。

上段、収入の款1水道事業収益、項2営業外収益、目3雑収益、節3その他雑収益を2万6000円増額するもので、補正後は7994万1000円となります。

下段、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目5総係費を5万2000円増額するもので、補正後は3億5638万1000円となります。

節の1給料は2万4000円、2の手当等は1万円、6法定福利費は1000円、退職給付引当繰入金額は1万7000円の増額となります。

事業管理者の人件費につきましては、水道事業会計から全額を支出し、2分の1を下水道事業会計から人件費負担分として雑収入で受けております。

1枚おめくりいただきまして、6分の6ページをお願いいたします。

議案第120号下水道事業会計第1回補正予算でございます。

第2条収益的収入及び支出関係でございますが、特別職の給与改定に伴う水道事業会計の人件費負担金及びこれに伴う一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

上段、収入の款1下水道事業収益、項1営業収益、目2負担金、節1他会計負担金を1万4000円増額するもので、補正後は41億4192万3000円となります。項2営業外収益、目、

他会計補助金、節、他会計補助金を1万2000円増額するもので、補正後は21億458万5000円となります。

下段、支出の款1下水道事業費用、項1営業費用、目6総係費、節22負担金を2万6000円増額するもので、補正後は6338万7000円となります。

水道事業会計のほうでご説明させていただきましたが、事業管理者の人件費につきまして、2分の1を水道事業会計負担金として支出しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

これより委員の皆様よりご質疑ございましたらご発言願います。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

ご異議もないため、簡易表決により行います。

議案第118号平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第118号 平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

続きまして、議案第120号平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきましては、議案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認めて、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第120号 平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

議案第118号と120号について、全体会に送りたい事項のご提案等ございましたらお願いいたします。確認させていただきます。

(なし)

○ 中村久雄委員長

全体会審査に送る事項もなしということで確認いたしました。

以上で、議案第118号平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第120号平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算の審査は終了となります。

理事者の入れかえがここにありますね。理事者、交代してください。委員の皆さんはしばらくお待ちください。次から協議会へ行きます。

よろしいでしょうか。

14 : 49 休憩

15 : 09 再開

○ 中村久雄委員長

上下水道局最後の事項となりますが、その他報告として、配水本管布設替工事事故に伴う損害賠償請求事件についての説明を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 生川水道建設課長

水道建設課長、生川でございます。

タブレット49分の49をお願いいたします。

配水本管布設替工事に伴う損害賠償請求事件における和解について報告をさせていただきます。

昨年の12月の委員会で、裁判所の和解案を受け入れて裁判を進めさせていただくことを報告させていただきました。このたび、相手方のMHR株式会社と和解が成立いたしましたので、報告をさせていただきます。

請求の概要につきましては、ごらんとおりでございます。

次に、和解の概要でございますけれども、12月27日に和解が成立をいたしました。内容につきましては、12月に報告させていただいた和解案の内容と全く同様でございますけれども、凍結工法の適応に問題はなく、被告の全面的な過失により事故が発生したと、本市の主張が全面的に認められた内容となっております。和解金は1500万円でございます。1500万円につきましては、相手方から1月に支払いがなされております。

また、これに伴いまして、被告の和解によって被告の全面的な過失であることが確認がされましたため、受注者であるMHR株式会社と1次下請の有限会社マスダ重工及び2次下請の四日市市指定上下水道工事業者協同組合を、2月8日から3月7日まで1カ月間の入札参加資格の停止を行いました。

報告は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いします。

○ 中森慎二委員

3のその他のところの入札参加資格停止期間についてなんですが、これは事象に伴ってペナルティーを課したわけだけども、これ、1カ月というのはルールに基づく指名停止期間なんですかね。あわせて、この間に入札チャンスを失った分は何件あったんですかね、1カ月間で。

○ 中村久雄委員長

よろしいですかね。

○ 生川水道建設課長

今回の資格の停止ですけれども、入札参加資格基準というのがございまして、施工管理の不適切により生じた既施設等の損害事故に当たります。資格停止基準では、期間は1カ月以上6カ月以内となっております。過去に四日市市で、この基準により資格停止を行った案件は全て1カ月間としていることと、既に1500万円の損害賠償金を支払っていることなどから、1カ月間と入札参加資格会で決定をさせていただきました。

あと、その間に入札を失ったというのは、ちょっと件数は把握は、今現時点ではしておりません。済みません。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

指名停止期間の根拠たるもの、資料としていただけませんか。それから、件数も把握していなくて、ペナルティーになったと認識しているんですか、水道局として。1500万払ってもろうたから済むという話じゃないよね。これ、当たり前の話であって。それとは別にペナルティーを課すわけでしょう、過失があったと。市民に多大な迷惑をかけたし、裁判にもなったわけでしょう、これ。和解はしたけれども。

1カ月指名停止したけど、何の影響もなかったという話ならペナルティーになっていな

いじゃない。そんな実態もつかんでいなければ意味ないんじゃないの、指名停止1カ月したの。どんなペナルティーになったわけですか。それもちょっとあわせて、そんな認識では困るな。

○ 中村久雄委員長

これ、今、把握していないということは、また後日どこかで報告できる。

○ 藤田管理部長

現時点で、この期間に一般競争入札の公告等が何件あったか調べて、また報告させていただきます。

○ 中村久雄委員長

停止期間の基準とね。

○ 中森慎二委員

3月7日までなので、まだ実績全部出ていないとは思うんだけど、やはりそういう、この1カ月の指名停止期間についても、発注が例えば全然出ていないときに、指名停止1カ月しても意味ないよね。だからその指名停止をかける期日というのは、ルール上どうなっているんです。直近の翌月からという話なの、そこら辺のところはどうなんですか。

○ 藤田管理部長

今回の案件については、12月27日に和解が成立した以降、この案件について指名停止、資格停止をするかしないか、いろいろ疑義が生じたので、弁護士等と相談をいたしました。その相談の結果、資格停止すべきという見解を頂戴いたしまして、その結論の後、上下水道局における入札参加資格審査会で諮って、この案件についての資格停止案を、本庁における入札参加資格審査会に諮って、その開催時の決定した翌日から参加資格停止を行ったと。和解移行ですね。ずっと置いておったわけではなしに、手順を踏んで一番早い時期に決定をしたというものでございます。

○ 中森慎二委員

後日で結構ですが、この指名停止期間及び指名停止期日に至ったまでの経過について、根拠たるものと含めて資料として出してください。

以上です。

○ 中村久雄委員長

資料としてお願いします。

○ 藤田管理部長

提出させていただきます。

○ 中村久雄委員長

よろしくお願いします。

ほか、ご質疑ございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ほかにご意見、ご質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

以上で上下水道局の所管事項については全て終了となります。お疲れさまでございました。

それでは、本日の審査はこの程度といたしたいと思います。

15 : 16 閉議